

# ワシントン駐在問題調査特別委員会記録

## < 第24号 >

令和7年第7回沖縄県議会（11月定例会）

令和7年12月18日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

## ワシントン駐在問題調査特別委員会記録＜第24号＞

### 開会の日時

年月日 令和7年12月18日 木曜日  
開 会 午前10時1分  
散 会 午後3時47分

### 場 所

第2委員会室

### 議 題

1 証人尋問について

### 出席委員

|         |         |
|---------|---------|
| 委 員 長   | 西 銘 啓史郎 |
| 副 委 員 長 | 仲 里 全 孝 |
| 委 員     | 宮 里 洋 史 |
| 委 員     | 徳 田 将 仁 |
| 委 員     | 小 渡 良太郎 |
| 委 員     | 新 垣 淑 豊 |
| 委 員     | 大 浜 一 郎 |
| 委 員     | 玉 城 健一郎 |
| 委 員     | 新 垣 光 栄 |
| 委 員     | 仲宗根 悟   |
| 委 員     | 高 橋 真   |
| 委 員     | 比 嘉 瑞 己 |
| 委 員     | 当 山 勝 利 |

委 員 大 田 守

---

欠 席 委 員

委 員 上 原 快 佐

---

証人尋問のため出席した者の職・氏名

(証人)

知 花 久美子

池 田 克 紀

---

○西銘啓史郎委員長 ただいまから、ワシントン駐在問題調査特別委員会を開会いたします。

ワシントン駐在問題に係る証人尋問についてを議題といたします。

本日の証人として、平成28年度から平成30年度まで、当時の基地対策課主査知花久美子氏及び平成26年度当時の地域安全政策課課長池田克紀氏に出席をお願いしております。

まず初めに、知花久美子氏への証人尋問を行います。

知花証人からは、手元メモの持ち込み及び質問確認のための筆記用具の使用について申出がありましたので、委員長としてこれを許可したことを御報告いたします。

知花久美子証人におかれましては、本日は御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。本委員会の調査のために、御協力のほどお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができます。

すなわち、証言が証人又は証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人又は証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、又はこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷又は祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときはその旨の申出をお願いします。

基本的にそれ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人又は証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人又は証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることになっております。

以上のことについて、御承知おきください。

それでは法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。

傍聴者を含む、全ての皆様の御起立を願います。

(全員起立)

○西銘啓史郎委員長 知花久美子証人、宣誓書の朗読をお願いします。

○知花久美子証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和7年12月18日、知花久美子。

○西銘啓史郎委員長 証人は、宣誓書に署名・捺印願います。ほかの皆様も、どうぞ御着席ください。

(証人、宣誓書に署名捺印)

○西銘啓史郎委員長 この際、証人に申し上げます。

証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

次に、委員各位に申し上げます。

証人は、自己の経験によって知り得た事実について、記憶を元に証言するものであることから、証人が直接経験しなかった事実や意見についての陳述を証人に対して求めることのないよう、御留意願います。

また、委員の発言の際は、威圧的な用語や表現を用いたり、証人を侮辱し又は困惑させるような質問とならないよう、証人の人権に十分御配慮願います。

次に、尋問の方法等について、休憩中に改めて確認いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、委員長から尋問の方法等について説明を行った。次に、小渡良太郎委員から徳田将仁委員に、新垣淑豊委員から宮里洋史委員に、大浜一郎委員から仲里全孝委員にそれぞれ持ち時間の全てを譲渡することを確認した。また、玉城健一郎委員、仲宗根悟委員、当山勝利委員からそれぞれ質問を取下げの旨の申出があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

これより知花証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から尋問を行うことにいたします。

まず、あなたは知花久美子さんですか。

○知花久美子証人 知花久美子です。

○西銘啓史郎委員長 次に、職業、生年月日をお述べください。

○知花久美子証人 ————の——です。生年月日は—————です。

○西銘啓史郎委員長 それでは、尋問順序に従って、各委員からの訊問を行います。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 知花さんおはようございます。

本日よろしくお願いします。

今回、運天さんの証言を受けて、ちょっと知花さんに何点かお聞きしたいなと思って、私のほうから質問させていただきます。

運天さんに対して行われた調査メモの中で、地方自治法と整合性を取るなら、ワシントン事務所は置けないと思う、非常に黒に近いグレーだと運天さんは言っていました。

その発言理由の中で、運天さん自身が、コア社に対して直接電話をして、何かしらの資金が留保されていないか、使っていないお金はないかと確認したところ、何もない、そして株券もないと言われて、これはおかしいと運天さんは思って、当時担当者である知花さんに、調べてくれとお願いをしたと言っていました。

そこでちょっとお聞きしたいんですけど、運天さんからそのような調査を依頼されましたか。

○知花久美子証人 私のちょっと記憶の中では、当時運天参事監からこのようなお話があったという、ちょっと記憶がなくて。思い出そうとしまして、いろいろ当時の残っているメールですとか、いろいろ確認する中でも、そういったことに触れるような内容がなかったものですから、報告を受けていないものと思っておりました。

今回、証人として呼ばれることになって、私の名前が出たので、当時の班長に聞いたところ、当時の班長は、何か登録しなければならない財産があるかもしれないというようなことがあった記憶があるとおっしゃっていました。

以上です。

○徳田将仁委員 じゃ、運天さんが、知花さんに、このことについて当時調べてくれと言われた事実はないということよろしいですか。

○知花久美子証人 私の中では事実がないと思っていたんですけど、当時の班長に記憶があったので、そこが私からの報告なのかどうかというところが、ちょっとまた報告であったろうというこの話だったので、私はちょっと記憶がないんです。申し訳ないですが。

以上です。

○徳田将仁委員 その当時の班長というのはどなたですか。

○知花久美子証人 島袋班長です。

○徳田将仁委員 ではその班長と知花さんで調査はしたということによろしいですか。

○知花久美子証人 調査はしていません。  
以上です。

○徳田将仁委員 調査していない。

では、調査はしていないというところで、運天さんが言ったのとはちょっと乖離があるので、少しまた違った話をしたいんですけど。運天さんから、では直接支払いはできないのかという相談を受けた事実がありますか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員から質問の意図について補足説明があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。  
知花久美子証人。

○知花久美子証人 ありません。D C オフィス社に対して直接支払いをしてほしいというような依頼はありませんでした。

ただワシントン事務所が、米国で活動する上で、何らか活動が見える形の資金の流れをつくるのが、F A R A 登録なり、ビザだったのかちょっとよく分からないんですけど、活動にとっては必要なもので、どうにか口座をできないかというのはずっと課題でありました。その相談は受けておりました。

以上です。

○徳田将仁委員 その相談を受けて、例えば出納員を置けないよとか、直接支払いできないというのを回答しましたか。

○知花久美子証人 しました。

以上です。

○徳田将仁委員 そのときの、今、知花さんがおっしゃった根拠、その判断の根拠というのは何だったのか教えてください。

○知花久美子証人 出納員を置く場合は、出先機関として設置した上で、会計管理者の委任を受けて、出納員を置くという手続になりますので、ワシントン駐在は、出先機関ではなく駐在という形になっておりますので、まず出納員を置けないという整理になりました。

別の方法で口座を置けないかということで、当時、外国で支払う経費については資金前渡できるというものがありますので、そういった形で資金前渡口座としてワシントンに口座を置いて、あちらの現地で支出ができないかというのを検討しておりました。

○徳田将仁委員 知花さんは起案者として、いろんなことを担当されていたと思うんですけど、コア社を通さなければ支払いができない状況だったと思うんですよ。その状況について問題意識を持ったことはありますか。

○知花久美子証人 問題意識というのは持ったことはないです。

委託として、ワシントン駐在の活動を支援する形で委託をしておりますて、実際駐在が活動するに当たっての家賃の支払いですとか、そういったものを買ったりしたりする場合の支援という形で委託をしておりましたので、それが業務として委託しているので、特に問題と思ったことはないです。

以上です。

○徳田将仁委員 担当者としては適法だと思って、進めていたということでしょうか。

○知花久美子証人 そうです。

以上です。

○徳田将仁委員 この業務をですね、本庁側で担当していたのは多分、知花さんだと思うんですけど、それは1人でやっていたんですか。それとも誰かとやっていたのか。どういった内容の業務を知花さんは担当していたのか教えてください。



○知花久美子証人 ワシントン駐在に係る委託業務の担当は私でした。

委託に関して、私が窓口担当で、ラインとしては班長、課長がラインという形になります。

業務としては、ワシントン駐在支援事業だったかちょっと事業名は明確に覚えてないんですけど、そういう形で委託をして、その中の仕様に基づいた手続をされているかというのを確認して、支出してというようなことをやっておりました。

以上です。

○徳田将仁委員 具体的な業務の内容をお聞きしたんですけど、例えば、そちらの駐在職員たち、所長、副所長と連絡、やり取りをしていた窓口は知花さんでよろしいですか。

○知花久美子証人 委託に関しては、私が窓口になっておりました。

あとは、給与関係、手当関係は別の担当がおりまして、あとワシントン駐在活动日報とかの報告書とかの公表はもう一人担当がおりまして、ワシントン駐在に関しては、私を中心に3名関わっているという状況ではありました。

○西銘啓史郎委員長 委託に関しては、知花さんが担当だったというところで、ワシントンコア社と連絡を取っていたのは知花さんでよろしいですか。

○知花久美子証人 そうです。

○徳田将仁委員 ワシントンコア社のどなたと連絡を取っていたんですか。

○知花久美子証人 記憶に……。今ちょっと名前を間違えていたら申し訳ないんですが、谷津さんという方だったと記憶しております。

以上です。

○徳田将仁委員 そのワシントンコア社とのやり取りは日本語で行われましたか。

○知花久美子証人 はい。日本語です。

○西銘啓史郎委員長 ワシントンコア社とのやり取りのメモ、書類、データなどはありませんか。

○知花久美子証人 基本、メールでのやり取りになるんですけれども、ちょっと私のデータで残っているメールが当時、送信履歴は残っておりまして、送信した部分があります。

○徳田将仁委員 送信は残っていて、受信は残っていないということなんですけど、受信がなぜ残っていないんですか。

○知花久美子証人 部署を異動するときに、データ移行の手続をするんですけれども、その際にデータが重くて、一部データがなくなってしまって、そこが、たまたま受信の部分、数年間の受信の部分がなくなっているというところで、当時のものを振り返ると、送信履歴しか残っていないという状態です。

○徳田将仁委員 この送受信メールは、もう公文書に値するのかなと思っているんですけれども、この送信した部分だけでも提出は可能ですか。

○知花久美子証人 可能だと思います。

○徳田将仁委員 委託に関しては知花さんが担当していたというところで、知花さんが、何かを、このコア社と話したときに、最終的に判断を伺うのはどなたですか。

○知花久美子証人 班長、課長、また駐在に関わることは駐在に確認して、業務を進めておりました。

○徳田将仁委員 それは、知花さんがその全て、今おっしゃられた班長、課長、駐在員に確認を取っていたのは、知花さん自身でよろしいですか。

○知花久美子証人 主に私のほうで確認を取っていると思います。

○徳田将仁委員 でも今、知花さんもおっしゃってたんですけど、結果としてですよ、このワシントン事務所は県の出先機関ではないですよ。そう今おっしゃったので、完全な民間会社でもないという形になったという認識は、

今ありますか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、質問の趣旨について確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

知花久美子証人。

○知花久美子証人 ワシントン駐在は、駐在として対応しておりましたので、民間会社として対応したことは、当時はありません。

○徳田将仁委員 どういう認識だったんですか。

○知花久美子証人 当時はアメリカで活動するに当たって、現地で法人登録する必要があるため、法人登録をしているというふうに聞きました。

ですので、こういった会社という形態を取っていたり、そういった口座を持っているとかそういったことは、一切知らなかったです。

以上です。

○徳田将仁委員 今振り返ってみてですね、この起案担当者として、自分で判断を少し間違ったな、あそこでもっと問題提起しとけばよかったなという点がありますか。

○知花久美子証人 振り返ってみたんですけれど、そうですね、当時は委託事業としては適正に執行するように努めていましたので、委託事業に関しては特に問題なく手続をしていたとの認識です。

ただ、いろいろな問題が今出てきておりますので、どこでどう気づけたかというのが、ちょっと私自身も今、分からないところです。

以上です。

○徳田将仁委員 運天さんからは、何かこの問題提起されて調べてくれということはなかったと、今おっしゃっていたんですけど、運天さん以外からは何か問題提起がありましたか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、質問の趣旨について確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

知花久美子証人。

○知花久美子証人 いろいろ、ワシントン駐在が活動するに当たっての課題と  
いますか、現地で課題があったというのは、こちらにも連絡はありました。

例えば、Lビザを取るまでの活動は、あちらで身分証みたいなのがもらえない  
のですごく活動がしにくいとか、あとは、ちょっとたくさんあるのであれな  
んですけど、議会とかでもいろいろ質問があったワシントンのその成果とい  
うのをどういうふうに見せたらいいとか、そういった課題はありました。

支払いに関しても、先ほど運天さん、当時の参事監から、口座をつくってワ  
シントンのほうで支出できるような仕組みができたらいんだけどなというの  
は、ずっとミッションでありましたので、ここはどうかできないかというの  
は、私が在籍中は内部で検討はずっとしておりました。

以上です。

○徳田将仁委員 内部で検討されていたというのは、どういったふうに検討さ  
れていたんですか。どの課長とか、例えば、どういった方々と一緒に検討した  
んですか。

○知花久美子証人 当時は、先ほどもお話ししましたが、出先機関じゃないの  
で出納員を置けないので、資金前渡口座という形で口座を置けないかという  
ところを検討しておりました。

実際、資金前渡口座が、外国の駐在でできるのかどうかというのを、会計課  
なりとも相談したこともありますし、もし口座を置いたとすれば、現金出納で  
すとか、その管理の問題もありますし、また資金が残った場合に、県に、毎会  
計年度精算とかいう形で、県のほうにお金を戻さないといけないんですけれ  
ども、その際のレートの課題とか、きっちり清算できないんじゃないかという課  
題とか、そういったことがありました。中で、班長、課長とは、共有していた  
と思います。

○徳田将仁委員 では、そのような内容をお話されたというところで、問題提

起はどなたが行ったんですか。

○知花久美子証人 そのワシントンに口座を置きたいという問題提起は駐在のほうからありました。

以上です。

○徳田将仁委員 その駐在というのが、運天さんですか。

○知花久美子証人 私、平成28年度から担当しておりますが、平成28年度もワシントンに口座を置けないかというお話はありました。平成28年度はワシントンに口座を置いて、そこから給与を支払えないかというお話がありまして、そこに関しては、現行の規定上はできませんというお話になりました。

平成29年度、運天参事監が行かれたときは、どうにか口座を置けないかという検討を問題提起がありまして、資金前渡口座として置けないかというのを検討しておりました。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員から質問内容について補足説明があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

知花久美子証人。

○知花久美子証人 平成28年度の給与支払口座を置けないかというお話は引継ぎを受けた形で4月頃検討していたので、恐らく当時の班長から引継ぎを受けましたので、班長だったと記憶しております。

平成29年度以降は、運天参事監のほうから何か口座を置く形でできないかというような相談があったと記憶しております。

○徳田将仁委員 そのやり取りはどういった形でされたんですか。メールですか。それとも口頭ですか。それを示せるような書類、資料というのはありますか。

○知花久美子証人 基本ワシントンとのやり取りは、メールでやり取りしておりますので、メールが残っていたら残っていると思います。

もしメールになれば口頭か、もしくは本庁にいらしたときにお話しているかと思います。

以上です。

○徳田将仁委員 知花さんは今回の一連の業務はですね、自分は指示されたとおりやっていたという立場ですか。

○知花久美子証人 そうです。

以上です。

○徳田将仁委員 知花さんの今までの話を聞いた中でですね、今回の一連のワシントン事務所の問題で、当時平成28年とか29年でも、このような問題があったよという話があるんですけど。この知花さんの上司に当たる方々なんですけれど、知事、副知事、公室長も含めてなんですけれど、去年の10月までこのワシントン事務所が株式会社であると認識なかったと言っていたんですね。そこから今回の問題、規模になっているんですけど、そんなことが本当にあり得ると、知花さん思いますか。

○知花久美子証人 私も3年間担当としておりましたが、そのことを知らなかったのも、実際私が3年間知らなかったのも、そうなのかなと思っておりました。私も知らなかったのも、ほかの方も知らないということもあるのかとは思っています。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に、高橋真委員。

○高橋真委員 知花さん、よろしくお願いいたします。

先ほど御証言でですね、駐在、現地法人登録しているという認識はあったというふうにお伺いしました。ということは、この法人設立に関する認識というのは、皆その当時本庁では持っていたということでしょうか。

○知花久美子証人 米国で法人登録しているという認識はありました。

○高橋真委員 では、前任者の小濱証人は、この法人設立の正式な決裁が存在しないということに対して、強い危機感を持っている、そのような証言をされ

ております。

そこでお伺いしたいんですが、引継ぎの際、小濱氏などからですね、この決裁文書の欠落についての説明等はあったものなのでしょうか。

○知花久美子証人 この法人登録に関しては、あまり資料がないというふうに引き継がれました。

○高橋真委員 ということは、法人登録の資料がないということは、その設立の意思決定とかもされていないということを引き継がれた、そういう意味ですか、お伺いします。

○知花久美子証人 意思決定をされていないというような引継ぎではないんですけれど、どのような形でこうなったのかというのは、探してもないといったような引継ぎだった記憶があります。

○高橋真委員 これは小濱証人からの引継ぎでしょうか。そこに違和感を覚えませんでしたか、お伺いします。

○知花久美子証人 当時は、当時の班長から、私は引継ぎを受けました。小濱さんは遠隔のほうに異動されていたので、引継ぎは班長からだった記憶があるんですけれども、米国で活動する上で、何らかの登録をしないといけないから法人登録をしているという形で引継ぎを受けまして、特にそのときに、意思表示をされていないとか文書がないといったような話で引継ぎは受けておりません。

ただ、何かないんですかと言ったときに、ちょっとないんだよねというような感じだった記憶があります。

○高橋真委員 班長さんのお名前を教えてください。

○知花久美子証人 平成28年度、金城班長です。

○高橋真委員 では、いわゆる知花さんに引継ぎをするときに、違和感がある引継ぎではあったけど、その情報がちゃんと引き継がれていなかったという、そういう感覚はあるのでしょうか。

○知花久美子証人　そうですね。あまりどのような形で決まったのかというのが、当時私が異動してきた中でも、皆さん、明確に分かっていないような感じではありました。

以上です。

○高橋真委員　結構問題だと思います。

運天氏は証人喚問で、契約はほとんど本庁側が決めていて、自分は忙しくてちょっと思考から抜け落ちていたような趣旨であるということを証言されておりますけど、責任を、大体本庁側の起案側のほうにあるんだと、要するに本庁側にあるんだということをおっしゃっております。

で、ただ実務担当者の知花さんには、何も知らされていないような引継ぎがあって、本庁がやっているから自分は知らないという、そういう何か非常に矛盾したやり取りがあるわけであります。

これって非常に責任の空白地帯ではないかと思っているわけでありまして、こういった実態が実際現場ではあったんでしょうか、お伺いいたします。

○知花久美子証人　委託事業を進めるに当たっては、次年度の委託、このような方法、仕様書、こういった仕様書で進める予定ですよというのは、駐在にも共有して進めておりましたので、そこはもう共有して、何か指示があれば、そこに足したり引いたりする作業というのはやって進めておりますので、共有しているものと思っております。

ただ、私の駐在の窓口は参事監ではなくて、もう一人の駐在の方が窓口でやり取りしていますので、その中でどう従前の中でどう共有していたかというのはちょっと分かりませんが、こちらとしては共有されているものと認識しております。

以上です。

○高橋真委員　3年間、起案を担当される中で、駐在とのやり取りをされて、その中で、法人設立等のそういう手続をしっかりと本庁側でやってほしいとか、そういう確認をしてほしいというやり取りは、あったんでしょうか。

○知花久美子証人　法人設立の手続をやってほしいという依頼はないと記憶しております。

以上です。



○高橋真委員 様々な駐在に関わる、いろんな課題があったかと思いますが、それはしっかりと共通で認識されていたというものでしょうか、お伺いいたします。

○知花久美子証人 駐在から依頼があったものは、本庁側でも検討はしていたと記憶しております。  
以上です。

○高橋真委員 ということは、駐在のほうで法人設立に関する様々なやり取りをしたというふうな証言もあるわけなんですけど、本庁側としては、その法人設立とか様々な手続を、これをやるという認識はほとんど共有されていなかったということですか。

○知花久美子証人 私は平成28年度から平成30年度まで在籍しておりましたけれど、その間、法人設立に関する依頼というのはなかったと記憶しております。  
口座に関しては相談がありましたけど、法人の設立についてはなかったと思っております。  
ただ運天参事監から、一度、公社化できないかといったお話といたしますか、ペーパーをいただいた記憶があります。  
以上です。

○高橋真委員 非常にここが重要でありまして、運天駐在からも情報発信、要するに相談があったと。でも本庁側の受け止め側が共有されていなかったというのは、まさに、この報告書にあるとおり、この意思の疎通ができていなかったということが、今本当に指摘されております。で、知花さんの時代で、恐らく今まで、この法人設立に関する異常な状態が、もうそのまま日常化していった、もうほぼ問題として取り上げることは失ったんじゃないかと思ってまして、それは知花さんが知らされていなかったというのが一番大きいんじゃないかと思っているわけです。  
いかがでしょうか、お伺いいたします。

○知花久美子証人 当時はそういったアメリカで、今DCオフィス社と呼ばれている会社があって、口座を持ってという認識が全くなかった、知らなかったもので、本庁としては適切に委託事業を執行しているということで、課内も進めておりましたので、今こういった問題が起きていて、そうですね、意思の疎通

がうまくいっていなかったのか、ちょっと当時を振り返っても、適切にやっていたと思っておりましたので。すみません、ちょっと回答が難しくて申し訳ないです。適切に執行しているものと思っておりました。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に、宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 知花さんよろしく願いいたします。

本日もありがとうございます。

この法人登録につきましては、何らかの法人という認識があったということでお間違いないですか。

○知花久美子証人 アメリカで登記が必要というふうに認識しておりました。

○宮里洋史委員 登記が必要な認識とございましたが、この登記が必要だった理由は何ですか。

○知花久美子証人 F A R A登録。私の記憶では、F A R A登録が主だったと思うんですけど、F A R A登録するに当たって、米国で登録をしないといけない、何らか法人登記をしないといけないというような話だったと記憶しております。

○宮里洋史委員 委託料の担当だったとおっしゃっていました。この委託の主な内容をお聞きかせいただけますか。3つぐらいでいいです。

○知花久美子証人 委託の主な内容は、ワシントン駐在の活動に関する支援ということで、主にワシントン駐在が活動している家賃の支払いとか新聞とか、事務所が活動する上での運営費の支払いの支援と、あとは再委託でマーキュリー社へ再委託して、そちらもワシントン駐在が米国の要人と接触するに当たってのフォローという形で、マーキュリー社のほうに再委託する形で委託していたと記憶しております。

以上です。

○宮里洋史委員 F A R Aの報告関係もその中に入っていますよね。

○知花久美子証人 F A R Aのフォローも入っていたと思います。  
以上です。

○宮里洋史委員 こちら明確に確認したいんですけども、起案担当者ということで、やはりこの公募もかける立場にありますよね。その中で、ずっとこの仕様書というか、我々が見ているものにはF A R Aの登録報告とあるんですよ。それはあるでいいんですよ。

○知花久美子証人 公募のほうにあるのであれば、あると思います。

○宮里洋史委員 法人登録って、当時何らかのという御認識あったといいます。この法人に職員が行っているわけですけど、それでも駐在と呼べるという認識だったんですか。

○知花久美子証人 県のほうでは、もう駐在として対応しておりました。ただ米国で活動する上で何らかの登録が必要なので、アメリカのほうでは沖縄県の出先みたいな形で登録されているという認識でした。  
以上です。

○宮里洋史委員 F A R A。これ結構大事だと思うんですね。やはりワシントン事務所というものの、ワシントン駐在というものは、米国に対して沖縄の基地負担軽減を求める政治的な活動を行うということを、知事もおっしゃっていましたが、その認識はありますよね。

○知花久美子証人 あります。

○宮里洋史委員 それでお伺いするんですけども、このF A R Aがということは、F A R Aが大事という認識になるわけですね。そこは仕様書もあるんで。F A R Aの内容を教えてください。

○知花久美子証人 F A R Aは、外国人登録法か何かに基づくもので、外国人が米国で政治的な活動をする際に登録が必要というふうに記憶しております。

○宮里洋史委員 登録の後には報告があると思うんですけども、担当者としてその報告は受けていましたか。

○知花久美子証人 F A R Aのほうに活動報告ということで、ワシントン駐在が、どなたに会ったとかメールを送ったとかそういう一覧を報告しないといけないというのがありまして、その報告書は本庁のほうにも送られておりまして、それを基に、県のホームページとか、ワシントン駐在の活動とか、そういったものに反映していたような記憶があります。

○宮里洋史委員 ここ、ちゃんと報告書にも書いてあって、なぜならF A R Aが登録されているから、私達できるよということで始まっております。

資金の流れについては、どこまで把握されていましたか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、質問内容について確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

知花久美子証人。

○知花久美子証人 F A R Aへ、資金といいますか委託料として支払ったものがF A R Aにも報告をしているというような認識でした。当時の駐在員の給与と活動費、要はこちらの委託費が、F A R Aのほうに報告されているというような認識だったと思います。

以上です。

○宮里洋史委員 知花証人がおっしゃったように、何らかの法人というものは、沖縄の駐在だと、当時思っていたと。実際はD Cオフィス社だった。これはいいんですけども、F A R A報告では、ということは主体はD Cオフィス社の報告になります。それは担当者だから分かっていたと思うんですけども、そこには職員の支払いとかもあったと。ただ、委託先への支払いもあったと思います。要するにコンサルティング会社への支払いもあって、それは我々もその報告書を見ているんですね。その支出に関して、当時の担当者として把握していましたか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、質問内容について確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

知花久美子証人。

○知花久美子証人 当時もDCオフィス社が支払いをしたという認識はありません。

以上です。

○宮里洋史委員 では、なぜFARA報告で、駐在職員が幾らもらっているという発言を先ほどされたのか、お聞きしたいんですけども。私たちが見たFARA報告書では、職員が幾らもらっている、代表は誰々というものももちろんあるんですけども、その後どこどこに払っているまでちゃんとあるんですよ。それはのぞいていないんですか。それは見ていないと。

○知花久美子証人 私が主にFARA報告で見ていたのは、活動報告のほうだったので、FARAのほうに、委託料が県から支払われているとか、県から給与が払われているという情報が載っているという形での認識でした。そこをFARA報告書として、チェックしたというような、ちょっと記憶はないので、DCオフィス社が駐在に給与を支払っているとか、そういう認識は全くないです。

以上です。

○宮里洋史委員 私たちが確認しておいたFARA報告書では、DCオフィス社が誰からお金を受けて、役員は誰で、給料は幾らで、どこどこに支払っている。例えばマーキュリーとか出てくるんですね。それは当時見ていないということでしょうか。

○知花久美子証人 ちょっと記憶なんですけど、そうですね。主に活動報告のほうを見ていたので、もしかすると、見たことがあるのかなのか、ちょっと今記憶でないんですが、ただ当時の認識は、DCオフィス社から支払われているという認識はないので……。これを今見たら分かるものなんですよ。ごめんなさい。失礼しました。

見たら分かる物を見ていたら、その認識になると思うんですけど、ないということは、見ていなかったのか、見たけどちょっと理解していなかったのかと

いうところだと思います。

以上です。

○宮里洋史委員 担当者として、この支払調書、完了実績報告書は作成されていると思うんですけども、そこはしっかりされていますよね。要するにそこで委託料を支払うためにも、領収書等の、コア社から領収書等の確認をされていますか。

○知花久美子証人 委託の検査に当たっては、コア社から出てきた領収書等を突合して清算の手続をしております。

以上です。

○宮里洋史委員 再委託先があるとおっしゃっていました。この実績報告は受けていますか。

○知花久美子証人 再委託先の実績報告も受けていたと思います。

○宮里洋史委員 それではマーキュリー社の事業内容は把握していたということですよ。委託した内容は。

○知花久美子証人 実績報告書という形で、ワシントンコア社のほうからマーキュリー社、再委託先の活動も含めて報告書として上がっておりますので、その中で把握していたということになります。

○宮里洋史委員 支払関係のお話をさせていただきたいんですけども、先ほど言ったFARA報告なんですけど、委託事業として、コア社にしか支払っていないというのが、県がやってきたことじゃないですか。県はDCオフィス社の口座に入金して出金したりしているのは、当時分からなかったのですか。

○知花久美子証人 分からなかったです。

○宮里洋史委員 FARA報告書を見たときに、職員の給与は分かると、先ほどおっしゃっていたんで、こういったのは載っていたかなとおっしゃっていたんですけども、支払いに関しては分からないというお話をされていました。

ただ、その報告の中身を見るとですね、再委託先、マーキュリー社に幾ら払

ったと書いてあるわけなんですけども、そこも分からなかったということをおっしゃっていましたが、コア社からDC社に、例えば10万ドル支払われてたりして、マーキュリーにDC社が払っているんですね。小切手振出という形でやっています。

ただ、領収書、確認する領収書的时候は、コア社からマーキュリー社に支払ったというので、委託料を支払いしていると思うんですけども、FARA報告を見ていないのか、気づけなかったのか分かりませんが、実際は、米国の移民局に対しては、DCオフィス社はマーキュリーに10万ドル払ったと書いてあるわけです。これは知らなかったんですか。

○知花久美子証人 DCオフィス社から支払ったという、ちょっと認識ではなかったです。

○宮里洋史委員 このFARA報告の内容は、担当としてそこまで確認することではなかったということですか。

○知花久美子証人 当時はFARA報告の活動報告書のほうを、定期的に取りおまして、その資金の部分をチェックしたという、ちょっと記憶がなくて。何かそういった活動を報告しているというような話は聞いたことがあるんですけど、そこを見て何か確認するという作業はしてありませんでした。

○宮里洋史委員 分かりました。

では、DCオフィス社という認識は、多分あったと思いますね。法人、何らかの法人って意味ではありますが。そこに口座があるのも知らなければ、FARA報告の中でDCオフィス社が支払ったというのも分からないということによろしいですね。

○知花久美子証人 DCオフィス社からの支払いという認識ではなかったです。分からなかったです。

○宮里洋史委員 本来、委託料でコア社にお支払いした、例えば1000万があったとして、DCオフィス社に払って、DCオフィス社がマーキュリーに払った1000万があったとして、それを移民局に報告して、でもその1000万を委託料で支出するというこの2つの支払いというのを、本来知っていたらできないですよ。

○知花久美子証人　そうですね。知っていたら、できるかできないかというのが、これが適正かどうかとかいろいろ調べた上で、できるかできないかのお話だと思いますので、今ちょっとできるかできないかとか、ちょっとお答えが難しいです。

○宮里洋史委員　この事業、この委託事業をいろんな人が関わっていると思うんですけども、具体的にパソコンで入力した作業の方は何名いて、そのお名前もお聞きできたりしますか。

○西銘啓史郎委員長　休憩いたします。

(休憩中に、質問内容について確認があった。)

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。  
知花久美子証人。

○知花久美子証人　基本的に委託事業関係は、私のほうがそういった手続をしておりました。当時のパソコンで作業をしておりました。

○西銘啓史郎委員長　次に、大田守委員。

○大田守委員　今のお話の中でですね、いろいろ聞いてきたんですけども、まず知花さんは担当者として一番長いですよ、3年間というのは。起案を作るときに本人自身が起案書をこういったもの作りますというのは、まずないと思うんですよ。指示はどなたからあったんでしょうか。

○知花久美子証人　委託事業を、例えば起案、執行伺いとかするに当たっては、事前に仕様書等を――前年度の実績とかを踏まえてたたきをつくって、課内、駐在に確認した上で起案するという流れになっております。

なので、指示といいますか最終的な決定は、起案の決定者が決定するという形で事務手続は進めております。

○大田守委員　当時の課長は運天さんですよ。運天さんが2年目に所長になっておりますよね。そういった中では、課長からの前年からの指示という形で



なったと思うんですけれどもね。その中で、もし予算の委託料の積算なんかの根拠なんかは引継ぎで教えられておりますか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、質問内容について確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

知花久美子証人。

○知花久美子証人 委託の積算に当たって、私が引継ぎを受けた際に説明があったかというところですけど、そちらは引継ぎの際で説明はあったと思います。

通常委託するに当たって、前年度どのような経費を積み上げたかという話しますので、引継ぎを受けた上で、また次年度積算の参考にしていたと思います。

○大田守委員 そうであればですね、当時の起案書を作るときに、引継ぎを受けたにしても、当時の担当課長なり統括監なりに相談すると一緒になって話を聞くとするんですが、引継ぎの際は1対1ですか、それとも上司の方々も入っていたんですか。

○知花久美子証人 平成28年度引継ぎを受けたときは、班長から引継ぎを受けました。引継ぎを受けた内容を課長にレクをするという時間がありましたので、こういった形で引継ぎを受けていますというのは、当時の課長にも共有しております。

以上です。

○大田守委員 指示は、前任からの引継ぎの中からそのまま受けてきて、大体前年どおりやったというのが流れかなと思うんですけれども、それでよろしいですね。

○知花久美子証人 そうですね。前年の引継ぎを受けて、手続しております。

以上です。

○大田守委員 それからですね、先ほどの中で法人化したのは知っていると。登録も必要だというのは知っていたということなんですけれども、このD C社が法人になったときに職員の身分はどうなんだろうというのは、その中では話はなかったんでしょうか。

○知花久美子証人 当時は法人での登記は、県の出先機関みたいな形での登記だと思っておりましてので、職員の身分とかそういったものの問題意識というのはなかったです。

以上です。

○大田守委員 普通、県の職員がですね、法人のほうに行くときには、県の職員の身分を一旦退いて、そこで社員登録という形になると思うんですけれども、そういった認識のほうはなかったんですか。

○知花久美子証人 はい、そういった認識はなかったです。

以上です。

○大田守委員 そうであれば、先ほど予算関係は私のほうでほぼほぼ見ていたというお話もございましたよね。この駐在に対する支払いはワシントンD Cオフィス社から、それとも県自らじかに払われていたと、どちらなんでしょうか。

○知花久美子証人 給料は、県から駐在員の口座に支払いをしておりまして。

以上です。

○大田守委員 給料のほうは委託料に入っていないということで、よろしいんですよね。

○知花久美子証人 はい、給料は委託料には含まれておりません。

○大田守委員 あと社会保険料なんかも、直接県のほうで差し引いてというような形で、県のほうで支払っているという考えでよろしいですか。

○知花久美子証人 はい、そうです。

○大田守委員 今、問題になっているのはですね、法人を知らなかったという

ことで、この駐在員の在り方を含めて、ちょっと法律に抵触しているんじゃないかというところが問題になっているんですよね、設立も含めて。私は委託料の中に含まれていなければ、県のほうとして、やはり基本的に駐在員は社員ではないということやってきたということによろしいんでしょうか。

○知花久美子証人 委員がおっしゃるように、この給与は県から出ておりますので、どこかの会社の社員という意識はありませんでした。

○大田守委員 ありがとうございます。

○西銘啓史郎委員長 次に、仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 知花さん、よろしくお願いします。

先ほどのF A R A報告の件なんですけれども、コア社と皆さんは委託契約をした。F A R Aに基づいて、半年に一遍アメリカ移民局に活動の報告が義務化されている。それについては把握されていましたか。

○知花久美子証人 F A R Aに関して活動の報告をするというのは、把握しておりました。

○仲里全孝委員 その中にですね、まずビザの件をちょっと確認させてください。

皆さん、ビザを取得する場合には、法人組織いわゆる株式会社、法人組織から申請されていますよ。それも把握されていましたか。

○知花久美子証人 ビザに関しては、駐在員が申請しておりますので、ビザの書類を私は見たことはありません。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から再度F A R A報告の内容について確認したのか質問があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

知花久美子証人。

○知花久美子証人 私のほうで、F A R Aに報告した報告書の中身については、活動に係る部分、誰と会ったとか、そういった部分を確認しておりましたので、委員がおっしゃっているところの資金の部分は私のほうでは確認していません。

○仲里全孝委員 F A R A報告は、一般公開、アメリカ合衆国で公開されていますよ。その中から我々もネットで調べて、この内容を今把握しているところなんですよ。その半年に一遍のF A R A報告は確認されていなかったか。

○知花久美子証人 F A R A報告書に報告した内容を駐在員から送られてきて、その内容を確認していたということになります。

○仲里全孝委員 F A R A報告は、誰がどこに報告するんですか。

○知花久美子証人 ワシントン駐在がアメリカの当局に報告しているものと認識しております。

○仲里全孝委員 沖縄県の関わりは……。

○知花久美子証人 実際事務手続としてF A R A報告自体に、県のほうでちょっと手続をしてはおりませんでした。

○仲里全孝委員 知花さん、事業担当者ですから、知花さんが自ら委託をしてF A R Aを登録しているんですよ。委託にF A R Aを登録して、活動報告も義務化されているんですよ。それなぜ皆さんが報告を受けていないんですかということですよ。

○知花久美子証人 こちらで報告を受けていたものは——ちょっと先ほどからかぶるんですけど、ワシントン駐在の活動の部分の報告を受けておりましたので、その他の部分がなぜ報告を受けていないのかというところが、私も答えるのが難しいんですけど、当時そこを見るべきだったというのであれば、見ていなかったというのはあります。

○仲里全孝委員 これ委託業務の中に含んでいるんですよ。その報告書は、い

わゆる事業担当者が知らないということでもありますので、これは誰かが法務局に、あるいは移民局に虚偽の報告をしていると思いませんか。

○知花久美子証人 虚偽の報告かどうかというのは、ちょっと私のほうでは分からないというか、虚偽ではないと思っております。

ただ私は当時はちょっと知らなかったということです。

○仲里全孝委員 職員が現地で活動するためのビザの申請手数料、どこから出ているのか教えてください。

○知花久美子証人 ビザの申請手数料は、県のほうで支払いをしていたと思います。すみません、ちょっと記憶の範囲で申し訳ないです。

ビザの申請手数料が、ちょっと委託料に含まれていたのか、旅費で支払っていたのか、ちょっと記憶が今ちょっと思い起こせないんですけれども、県のほうで支払っていたと思います。

以上です。

○仲里全孝委員 起案担当者、事業担当者としての把握されていないということですか。

○知花久美子証人 すみません、今ちょっと記憶を思い出すと、どちらのほうで計上していたというのは、ちょっと覚えていない。明確に今ちょっと言えないんですけれども、当時のもし委託事業に含まれているのであれば、当時は確認していたと思います。

○仲里全孝委員 知花さん、ちょっと思い出してもらいたいんですけれども、知花さんは平成28年、29年、30年、3年間やっているんですよ。その中で事業の中でですね。ビザを申請されています。少なくとも6名職員がされているんですよ。どのようにこれビザ申請して取得されていますか。

○知花久美子証人 すみません、私の在籍平成28年から平成30年度までなんですけれども、ビザの申請に関しては駐在職員が手続をしておりました。そのフォローという形で多分、委託事業の中に入っていたかと思います。ですので、実際手続されるのは駐在員でしたので、私のほうで何か手続をすることはなかったです。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員長から再委託先がビザ取得・更新に関する法務全般を受託している内容は把握していたかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

知花久美子証人。

○知花久美子証人 当時の再委託先はマーキュリー社でしたので、再委託先については、再委託の申請、承認申請というのが委託事業者から出てきますので、そちらで確認して承認しております。

○仲里全孝委員 それに含んでいますか、ビザ申請手数料。

○知花久美子証人 マーキュリー社への委託は、訪米のお手伝いですとか、駐在員が米国の要人の方々とお会いするためのフォローという形で再委託承認をしていたと記憶しておりますので、ビザがこのマーキュリー社の再委託の範囲だったのかが、ちょっと今思い出せません。

○仲里全孝委員 事業担当者として、起案担当者として、ビザの申請は一切関わりはなかったんですか。

○知花久美子証人 ビザの手続に関して、私が何かすることはありませんでした。駐在員が県に戻ってビザの手続をするために、こちらに戻ってくるときの日程の確保とか、そういったお手伝いはしておりました。

○仲里全孝委員 先ほどのワシントン社の銀行口座のことを教えてください。  
銀行口座が開設されているのを把握されたのはいつでしたか。

○知花久美子証人 DCオフィス社という会社の口座のことを知ったのは、その議会のやり取りで知りました。

○仲里全孝委員 実際あったんですか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員からD Cオフィス社の口座の入金等について把握していたかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

知花久美子証人。

○知花久美子証人 D Cオフィス社の口座の件は、把握しておりません。

○仲里全孝委員 知花さん、そうであればですね、F A R A報告の件も、事業担当者が知らない内容。勝手に報告している。今のお金のやり取りも、F A R A報告——いわゆる移民局に皆さんが報告していることも金銭のやり取りも把握していない、事業担当者がですよ。これコア社がずっと隠していたんですか。

○知花久美子証人 ちょっとコア社が隠していたのかが分かりませんが、私のほうにはそういったお話はなかったものと記憶しています。

コア社が当初、引継ぎを受けたときか何かのときに、ワシントンの活動に関しては、活動委託費に関しては、ワシントン駐在の委託の中身が分かるように口座を開設したいといったような話があったんですけれども、こちらが支払っているのはコア社の口座ですので、その単独でワシントン駐在用の口座を持っていたらしゃって、そこに私たちは支払いをしておりましたので、そういう認識でございました。別で口座を持っている、違う会社への口座を持っているという認識はありませんでした。

○仲里全孝委員 だから結果的に口座が出てきたんですよ。ただ昨今の報道で知っていると思うんですけれども、口座が出てきているんですよ。株式会社という存在も最近出てきたんですよ。沖縄県は、去年の10月まで知らない。知事も担当者も、今日の知花さんも法人組織そのものも知らないという答弁をしているんですよ、今まで。だから私が確認したいのは会社の組織、ビザの申請、F A R A申請、移民局に半年に一遍の報告をされているものは虚偽だったんですかねと聞いているんですよ。

○知花久美子証人 当時、ちょっと私はそのことは知らなかったんですけれど、それと虚偽だったかどうかというところは、ちょっとお答えが難しいです。

実際会社として、アメリカで、後から分かった事実。登録されていたというところですので、それが虚偽かどうかというところは、ちょっと私のほうでは判断が難しいです。

○仲里全孝委員 現在ですね、知花さん。これまでのスキーム、沖縄県がやっているスキームですね、隠れた法人組織、ビザの申請、F A R Aの申請、今の報告書、アメリカ合衆国の報告書も含めてですね。このスキームのやり方、違和感ないですか、事業担当者として。

○知花久美子証人 今いろいろな法人の経営状況報告のお話ですとか、職員の身分のお話とか出てきておりまして、県のほうでも追認といった形で、手続を進めておりますので、そこにやはり今聞いて違和感がある部分というのを適正にするために、現在、追認なり適正に手続を進めたという認識であります。

○仲里全孝委員 それでですね、知花さん。結果的に皆さんが委託したコア社が全てこの中身を、スキームを隠して、沖縄県に報告していなかったんじゃないですかと聞いているんですよ。

○知花久美子証人 隠していたかどうかは、ちょっと私のほうでは分かりません。  
以上です。

○仲里全孝委員 誰も分からない……。  
以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に、新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 お疲れさまです。まずですね、起案担当者としてですね、この委託の起案書はもう前担当者から引き継いで、そのまま次年度使っていたということで認識でよろしいでしょうか。

○知花久美子証人 前年度のものを参考に、次年度に向けて仕様書なりを作成して、班長、課長、また駐在に確認を取って仕上げていくというような形になります。  
以上です。



○新垣光栄委員 その中で、小濱さんはもうできていたという、この小濱さんも担当をやっていたんですけれども、できていたということなんですけれども。

そうすると、このスキームはですね、この委託の部分というのは、当時の班長なり、池田課長の中で、そういうスキームをつくったのかどうかですね。その辺は分かりますか。

○知花久美子証人 平成27年度のお話は、ちょっと私は分かりません。申し訳ないです。すみません。

○新垣光栄委員 知花さんはもう、作った委託書をそのまま実行していただいて、違和感なく支払関係もですね、やったという認識でよろしいでしょうか。

○知花久美子証人 平成28年度引き継がれたときは、もう契約相手も決まってもう始まっていますので、その範囲で執行していたということになります。

○新垣光栄委員 そうですね、もう委託ですので、支払いをそのまま委託先の部分でやり取りすれば、そこでもう業務はできていると私もそういう認識なんです。そういった中でですね、この資金、出納の流れもあると思うんですけれども、やはり向こうで出納するためには出納責任者がワシントンにいないといけないという認識は一緒でしょうか。

○知花久美子証人 ワシントン駐在は出先機関ではなくて、出納員は置けないので、ワシントン駐在で出納はできない。ただ全部の支払いを本庁で支払うというのは、もう物理的に難しいので、委託という方法で、米国の委託先でそういう支払手続をしてもらうという形のスキームになっておりますので、出納員を置くというような認識ではないです。

○新垣光栄委員 規定上、出納員がワシントンに置けないからこそ委託料に出納の部分を含めて委託をしたという、そういう認識でいいのかどうか。

○知花久美子証人 出納員は、そうですね、支払いの手続をしていただいている、代わりに買物をしているという感じになるかと思いますが、ペンが必要とかいろいろ文具用品が必要ですか、そういったものの手続をしていただいているというような認識です。

○新垣光栄委員 そういった最初ですね、この設立に当たっての、そういった手続関係が私たちが今になってですね、いろんな事例とかを参考にしながら分かっていたんですけど、その設立に当たったときにこういうリスクを全てチェックしないまま行っただのが、後々いろんな弊害が出てきたのかなと思ってはいるんですけども。最後にですね、知花さんはこのワシントン事務所の問題点をどういうふうに捉えておりますか。

○知花久美子証人 そうですね、やはりこのような問題が起きていて、ワシントンの報告書もなんですけど、やはり駐在のほうで思っていच्छやることと、本庁でやっていることの乖離があるのかなと感じました。やはりコミュニケーションといいますか、駐在は分かっているだろうといったことが本庁で分かっていたなかったり、本庁ではこういうことはないものと思っていたものがあったりとか、そういったコミュニケーションがなかなかうまくいっていなかったらと思うます。

○新垣光栄委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 以上で、知花証人に対する尋問は終了いたしました。

この際、知花証人に対し委員会を代表として一言お願い申し上げます。

本日お忙しい中御出席いただき、心から感謝申し上げます。

知花証人、ありがとうございました。

休憩いたします。

(休憩中に、証人退席)

(休憩中に、徳田委員から平成28年度から30年度までの間における知花証人とワシントンコア社及び駐在員とのメールのやり取り履歴について資料要求することの提案があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

先ほど徳田委員から提案のあった資料の提出を求めることについては、休憩中に御協議いたしましたとおり、ワシントン駐在問題について調査を行うため、100条委員会の調査権に基づき知事に対して求めることとし、手続等に係る詳細は委員長一任とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

では、次の証人尋問は、午後 1 時30分から開始予定となっておりますので、  
暫時休憩といたします。

再開については、改めて館内放送でお知らせいたします。

ありがとうございます。

午前11時33分休憩

午後 1 時30分再開

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

次に、池田克紀氏への証人尋問を行います。

池田証人から質問確認のための筆記用具の使用について申出がありましたので、委員長としてこれを許可したことを御報告いたします。

池田克紀証人におかれましては、本日は御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本委員会の調査のために御協力のほど、お願い申し上げます。

証人を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができます。すなわち、証言が、証人または証人の配偶者、4 親等内の血族、3 親等内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあったもの、証人の後見人または証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項に関する時、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関する時、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷または祭祀の職にあるもの、もしくはこれらの職にあった者がその職務上知り得た事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨の申出をお願いいたします。

基本的に、それ以外に証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6 か月以下の禁錮刑または10万円以下の罰

金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができますこととなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあったもの、証人の後見人または証人の後見を受けるものに著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をした時は、3か月以上5年以下の禁錮刑に処されることになっております。

以上のことについて、御承知おきください。

それでは、法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。

傍聴者を含む、全ての皆様の御起立をお願いします。

池田克紀証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

○池田克紀証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和7年12月18日、池田克紀。

○西銘啓史郎委員長 どうぞ御着席ください。証人は宣誓書に署名捺印願います。

(証人、宣誓書に署名捺印)

○西銘啓史郎委員長 この際、証人に申し上げます。

証言は、証言を求められた範囲を超えないこと。また、御発言の際には、その都度委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

次に、尋問の方法等について、改めて休憩中に確認いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、委員長から尋問の方法等について説明を行った。次に、小渡良太郎委員から持ち時間の1分を新垣淑豊委員、2分を徳田将仁委員に、大浜一郎委員から仲里全孝委員にそれぞれ持ち時間の全てを譲渡することを確認した。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

これより池田証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から尋問を行うことといたします。

まず、あなたは池田克紀さんですか。

○池田克紀証人 はい。

○西銘啓史郎委員長 次に、職業、生年月日をお述べください。

○池田克紀証人 今は職についておりません。生年月日は——————です。

○西銘啓史郎委員長 それでは、尋問順序に従って、各委員からの尋問を行います。

新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

まず初めにお伺いしたいのが、2014年知事の交代があったかと思います。この交代で、ワシントン事務所の設置というものが降って湧いたかと思いますけれども、当時、担当の課長として、誰からどのような指示を受けてこの設置に向けて動いたのかを教えてください。

○池田克紀証人 お答えいたします。

知事が交代をしまして、その前から翁長、後の知事の公約にはワシントン駐在というようなことが記載をされていたかと思います。なので、選挙が終わって、翁長知事が誕生したのち、その知事の公約をどういった形で実現するかといったことを中で検討していくことにはなるんですが、ワシントン駐在自体は、その前から何度か議会も含めて設置について話題になることもございましたので、具体的な動きは至らないままではあるんですが、行政の中でそういった漠然と何かできるのかできないかみたいな話はあったかなと思います。

その後、選挙が終わりまして、翁長知事が誕生して、たしか12月の初めだったと思いますけれど、通常、県の予算は新規事業につきましては、9月、10月頃から調整を始めて、それから11月頃の概算要求というふうになっていくわけですが、知事が誕生したのが12月なものですから、その知事公約の中で何か実現できるものがないかといったようなことを行政の内部で検討をしていたわけです。

そういった中で、私、当時、地域安全政策課長という職についておりまして、ちょっと説明いたしますけれど、大きく言いますと、例えば普天間飛行場移設問題、それから那覇港湾施設の移設問題、それから研究員がおりまして、いわゆる安全保障に関する沖縄、東アジアに関するような調査研究をやりながら、例えばこの米国での情報収集、情報発信というような作業もやっていたものですから、そういったこれまでの事業、それからその予算等々を確認して、駐在というようなものが設置できないかといったようなことを検討して、それから通常の年度のスケジュールとは少しずれますけれど、新規事業というような形で総務部と詰めていったようなことを記憶をいたしております。

その前に、じゃ、具体的に、例えば私の上司、知事、副知事も含めてですね、上司のほうからこれを検討しなさいといったようなことがあったということは記憶はいたしてはございません。まずは、行政内部で、今までやって来たものの中で新しい知事、県民の付託を得て知事になられたわけですから、その公約をどうやって、少しでも実現できる方法はないかといったことの中から、スタートはいたしてございます。

ちょっと長くなりますけれど、その予算を調整をしながら、最終的に予算調整に至る過程で、何度か知事、副知事とも一緒の場合もございましたし、そうでない場合は、事前に副知事に説明した上で、知事に説明をしたことがありますが、この駐在の予算といいますか、具体的に経費が幾らとか節が幾らとかという説明、調整ではございませんで、その駐在の業務をどこまでやるかと。

具体的に言いますと、基本的には基地問題に係る情報収集、発信というのがメインではございましたけれど、実はその前から、地域安全政策課では、沖縄の芸術文化をあちらのほうで発信をすることができないかといったような事業も持っておりまして、そういったものについても付け加えるべきかといったようなことについてはですね、これはいってみたら、その駐在の役割をどこまでするかですから、その役割が変われば当然予算も変わってきますので、役割はどこまでするかといったことについて一度確認をしたことがございます。これにつきましては、基地問題だけだというような結論だったように思っております。

あと1点はですね、駐在のこと、特に初代の所長ですけれど、初代の所長は元領事館にいらした方で、年齢も60歳以上でございまして、その方を任用上どういう位置づけにするかといったようなことにつきましてですね、任用をどうするかというのは、最終的に総務部人事課がやる話ではあるんですが、私たちの案としては、任期付職員ということではどうかといったようなことで、それはちょっとこちらのほうから言ったのか、総務部のほうから言われたのかちょ

っとはつきりはしませんけれど、総務部と一緒に知事、副知事が一緒だったかどうかは覚えてはいないんですが、副知事、一緒になければ事前に副知事に説明をいたしますので、そういうふうに説明をして、それはそれで了解をいただいたという記憶がございます。

私が印象深く記憶に残っているのが、この2点でございます。

**○新垣淑豊委員** 詳細にありがとうございます。

翌年ですね、知事訪米があったかと思います。それを控えて急ぎ設置するようということで、これまでの参考人とか証人の方がおっしゃっていたんですけども、この事務所を設置する際に、この急ぎだったということがあって、この事業の法的なものとか制度的なものの整理というものがちょっと問題になっているというふうになってはいますけれども、その辺はこの当時の上司からの指示はあったんでしょうか。

**○池田克紀証人** 先ほどの御質問の中で、知事訪米のお話ございましたけれど、知事訪米、たしか2015年5月にされていると思いますけれど、私たちがその予算の調整、それからその駐在の業務の調整をやっている段階では、具体的に訪米がいつということは決まっていなかったように記憶をいたしております。ですから、その訪米がいつだから、それに向けて急いで駐在を設置をするということでは——これまでも訪米しておりますけれど、駐在がいない中でも訪米はしてはいたと思いますから、特に印象として今おっしゃったように、訪米があるから早く駐在を設置をせよという指示は記憶はいたしておりません。

**○新垣淑豊委員** 最終的にこれはワシントンコア社が受託をしているんですけれども、この設置に向けて、この事業の書類を作る時に、仕様書とか何かアドバイスをいただいたことというのはありましたでしょうか。

**○池田克紀証人** ワシントンコア社からこの事業について、事前にアドバイスとかは受けてはおりません。

**○新垣淑豊委員** この事業をするためにですね、駐在員を置いてそのいろんな情報収集をするためには、このいわゆるFARAという資格が必要だということで、これも問題になっているんですけれども、その点については認識どのようになったんでしょうか。

○池田克紀証人 F A R Aについてですけど、私がこの業務に携わっていたのは、2015年3月までですから、駐在が正式に発足をする直前までですから、その前の準備段階、予算要求段階ということでございますけれど、F A R Aについてもですね、登録のお話はございましたけれど、私の印象としては、例えば4月1日に必ずこれがないと駐在が動けませんというようなことではなかというふうに思っております。ですから、そのまま駐在が県の規定でできるのが4月1日ですから、そう遠くない時期に駐在員が行くと思いますけれど、そういった先々の中で、F A R Aの登録も見据えていくという印象だったというふうに私は思っております、例えばF A R A登録がないと例えば知事訪米の受入れができないとか、その駐在員がもう4月1日から全然活動ができませんよということではなかったというふうに記憶しております。

○新垣淑豊委員 この受託事業者がF A R Aの登録をするんですけども、この最初の課長時代につくったその事業内容に関して、このF A R Aの登録というのは書かれていなかったということでもいいですか。

○池田克紀証人 そこはですね、具体的に予算積算でありますとか、仕様書にどう書いていたかというのは、正確に今記憶をしているわけではないですけど、その先々というんですかね、先々F A R Aの登録を目指していくというんですかね、そういったところに進めてくというような話はございましたので、ちょっとそこに書いてあったかどうかということの正確なところは、ちょっと今記憶にはございません。

○新垣淑豊委員 F A R Aの取得のためには法人設置が必要だというふうになっているんですけども、当時この事業を行うときに、今おっしゃるF A R Aをつくるのは先々という話だったので、この法人設置に関しては全くもって当時は検討されていなかったという認識でよろしいですか。

○池田克紀証人 3月までの段階では、法人の設置については全く想定はされていなかったです。

○新垣淑豊委員 この行政の仕組みとしてですね、3月末までにこういった法人の設置を予定されていないものが、期の途中でいきなり、じゃ、法人設置しますといって資本金を捻出するとか、こういったものは通常あるものなんでしょう。



○池田克紀証人 通常あるかどうかというのは、はっきり答えるのは難しいんですけど、私の常識からは考えにくいです。

○新垣淑豊委員 そうなんですよ、委託費の中から当初予定していないものを捻出するというのはおかしいことだと私は思っているんですね。なので、今回、これをですね、委託費の中にこうまるっと含めているから運用して大丈夫だということを、今の県の執行部が答弁でかなり言っているんですよ。なので、これに関しては、じゃ、証人としては、証人の常識としては、これまで行政をやって来た常識としては、これはあり得ないというような形でよろしいですか。

○池田克紀証人 正確にお伝えをしたいので少し長くなりますけれども、あり得ないというか、よっぽどのことがあればですね、それは当然、世の中、災害ありますとか想定できないのもありますから、よっぽどのことがあれば、それはやることもあるんでしょうけれど、その際はですね、必ず何らかの手續、最初はこれだったけれど、これをやっていいかとそういうことを全部オーソライズをして、関係者のところに全部調整をして、必要な手續を取る。その場合に、その委託料の中で、仮にその出資金が出せるとしてもそれでいいのかと、ちゃんと外に見せるべきではないとか、いわゆる議論があらうかと思います。そういったことをやって、今回の問題については、公室ではありますけれども、総務部とかそういう会計課にも関わってくると思いますから、そういったところときちんと確認をした上です、初めて実行できるものではないかなというふうに思います。そういったことが逆に言えば、関係するところが了解できるのであれば、本当に必要なものについてはそういったこともないことはないだろうと思います。

○新垣淑豊委員 証人はですね、3月で別の場所に異動されているというふうに聞いているんですけども、その後はこのワシントンの事務所、この法人設置については何かお話を聞いたことがありますでしょうか。

○池田克紀証人 4月以降ですね、私が異動をしまして、1つだけ記憶をしているのは、当時の副所長、山里さんですけど、4月以降というのは、はっきり覚えているのは、私の異動した先のその執務室に来ましてですね。それが4月の初めにワシントンに行く前なのか、その後で一時帰国した際なのかはちょっと記憶しておりませんが、FARAの話とか、それからビザの話とかは聞い

たことはございます。

○新垣淑豊委員 実は、今までの証人の方、参考人の方、お話聞いた中で、いや、もうこの法人の存在自体を知らなかった、担当者も含めてですね、そういう話をされるんですよ。ということは、その先ほど証人がおっしゃってたみたいに、いろんなところとの調整をした上で、その上で実行されるというのが通常だと思うんですけども、それがないままにこの法人の設立がされたというような印象を受けるんですけども、その点については、いかが思われますか。

○池田克紀証人 様々な報告書も受けておりまして、それも見ながらでもありますけれど。先ほど申し上げましたように、3月までは法人の設立の想定はされてはいなかったものですから、私の感覚としては、駐在というのと法人というのは言ってみたら別のものであるというんですかね、法人をつくるんだったら駐在じゃなくてもいいんじゃないのというような感覚もあってですね、ですから、駐在でありながら法人をつくるといったようなことの本当の必要性というんですか、必要性については、FARAとかL1ビザとかっていう話も一応見はしましたけれど、本当に必ずないとできないのかと。これも個人でもできるとも書いてあったりもしますし、いろんなやり方があった。それをいろいろ可能性を調べてですね、関係するところも調整をして、やっぱり最終的にはこれつくるしかないんだということになれば、ある程度オーソライズもされますし、必要な手続というのが見えてきますから、今回のような、その誰も知らないままにということにはならなかったんじゃないかなというのが私の認識です。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

○西銘啓史郎委員長 次に、玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 すみません。よろしくお願いします。

証人は2014年、平成26年当時課長ということなんですけれども、当時は地域安全政策課だったと思うんですけれども、何年から地域安全政策課の課長だったんでしょうか。

○池田克紀証人 私は、平成25年度と26年度が地域安全政策課長だったと記憶いたしております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

先ほどのお話の中で、このワシントン駐在に関しては、この新しい知事が誕生する前から検討されてたということなんですけれども、この検討というのはどういったレベルの検討なのか。実際に設置に向けて法的なものをやっていたのか、それとも、前の知事だったりといったり、そういうところから、こういう話が県庁の内部の中であったのか、その辺り、御説明をお願いします。

○池田克紀証人 私は、その地域安全政策課の前にですね、1年、基地対策課長というのをやっております、その3年ぐらい前にも基地関係の仕事をしていたわけなんですけれども、ワシントン駐在については、例えば議会とかで知事が答弁をされるとかですね、そういったことがあったようには記憶はいたしております。ただ、私の知ってる限りでは、具体的な法的なもの、予算的なものを含めてですね、具体的に検討していたというのは私は記憶はいたしておりません。ただ、基地関係は、知事公室の中では地域安全政策課と基地対策課と大きく2つありますので、違う課のほうで検討していったかもしれませんけれど、私は情報として聞いておりません。

○玉城健一郎委員 分かりました。ありがとうございます。

平成26年にやっていて、平成27年度の予算をつくる際に、事務所の設置と訪米のものを地域安全政策課として検討してきたという先ほどのお話の中で、事務所の設置に関しては、例えば、このほかのなんですかね、県庁の中での検討なのか、それとも以前からこのワシントンコア社とは、県はいろいろ、例えば知事が前の前知事だったりとかが訪米する時にいろいろ対応されていたと思うんですけれども、そういったところとの調整もその時からやられていたんでしょうか。

○池田克紀証人 今回のそのワシントン駐在にかかる経費について具体的に調整をしたということは記憶にはございません。ただ、おっしゃるように、その前からのワシントンの訪米でありますとか、ワシントンで何らかの活動をする経費事業というのは過去にやったことがございますから、資料、例えば実績報告とかですね、そういったことは残っておりますので、そういったことを内部で参考にしてお作り上げていったというのが私の記憶です。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。分かりました。

ということは、この、実際に、じゃ、予算を11月、ちょっと遅れてから予算

を出してきたということなんですけれど、その当時の予算としては、具体的に、じゃ、これに幾らかかるとかっていうことよりも、概算的に大きな予算、大きく予算を取った上で、これはその駐在に向けての研究費も含めてやっていますというような感じの取り方だったんですか。

○池田克紀証人 あくまでも見積り、概算ではありますけれど、ただ例えば何百万円とかそんなまとまった数字ではなくて、きちんと、一応積算はした上での積み上げた数字でございます。ただ、これはあくまでも見積りですから、じゃ、その時に必ず実績になるかどうかというのはまた別なんですけど、細かい、例えば旅費の細かいところまでの計算をして、それを積み上げて概算要求ということにはなっているというのが普通だと思います。

○玉城健一郎委員 分かりました。

すみません。もう最後になりますけれども、今回の問題が、報告書の中でも、やっぱりこの県庁と米国との、ワシントン事務所との連絡不足だったりとか、内部での手続が不備だったりとか、それに伴う決済の手続が取られてなかったりとか、そういった不備が今回指摘されていますけれども、じゃ、今OBになられましたけれども、実際現場にいた感覚としてなんですかね、こういった不備が起きる要因というのは、どういったところにあったとお考えでしょうか。

○池田克紀証人 正直に申し上げまして、報告としてですね、こんなことはありえないだろうというような気持ちでおります。ただ、いろいろな報告書にですね、コミュニケーション不足でありますとかそういうことがいろいろ言われてはおりますけれど、それは公務員何年間か経験をしたきたら、当然に身につけていくものかなと思っておりますので、ちょっと今回の件についてはですね、なぜこうなったかっていうのはちょっと、なんて言うんですか、信じられないって言うんですかね。そういった思いです。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

今回の件って信じられないということなんですが、これは例えばこの誰かの不作為によって起こったのか、それとも、全く気づかずに起こって、それが一つの気づかないことから大きくなっていったのか、その辺りはどのようにお考えですか。

○池田克紀証人 知っていてやらなかったということはないんだろうとは思う

んですけれど、先ほどもちょっと申し上げましたけれど、その法人しかないんだと、株式会社しかないんだということではなくて、いろいろな方法をいろいろみんなと相談していけばですね、情報も共有されますし、必要な手続というのが見えてくると思うんですよ。ですから、そういったことが足りなかったのかなと。

ただ、問題はですね、行政というのはそういったことが起こらないような仕組みをつくっているはずなんです。ですから、なぜそれが今回機能しなかったのかといったようなことはですね、米国にあったからというのも1つの要因かもしれませんが、それだけで済む話ではないんじゃないかなというのが正直なところですよ。

○西銘啓史郎委員長 次に、高橋真委員。

○高橋真委員 よろしくお願ひいたします。

このワシントン駐在事業スキームをこう設計される際には、関わった人物とはどういった方々でしょうか、お伺ひいたします。

○池田克紀証人 先ほどもちょっと申し上げましたけれど、これまで地域安全政策課でやっておりました米国の情報収集、情報発信事業とかいう実績がございます。それに加えて、駐在ということになれば、その駐在の人件費も必要になってくると思いますので、参考になりますのは、商工労働部で持ってる、アジアの駐在の方々がいますが、それは、これまでの地域安全政策課でやって来た業務を核に、新しく想定されるもの、駐在の人件費とか、そういったのを加えて1つの事業として組み立てていきますので、主に言いますと、当時の山里主幹、それから担当がいましたけれど——ちょっと誰が担当だったかっていうのは正直覚えていなくてですね、その地域安全政策課は人が少ないもんですから、必要なものをばっばってやってもらったりしてるので、ちょっとどなたがその手伝いをしたかっての覚えておりませんけれど、担当もいたかと思います。その後、担当が案をつくりながらですね、私たちも一緒にアドバイスをしながら、最終的には案ができたものはですね、きちんと課長それから統括監に確認をしてですね、つくっていくと。そういった中で、スキームといっても、行政ではあまり、その県の中では予算のスキームという言葉はあまり使いませんが、そういった中で、その積算内訳、概算要求の基になるのができてきたというのが当時の作業の記憶です。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高橋委員から業者から見積りを取ったり相談したりした相手方は誰がいるかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

池田克紀証人。

○池田克紀証人 相手方の件ですが、それまでのですね、例えば米国での情報収集とか発信とかについてもですね、委託がメインだったかなという風に記憶しておりまして、そういった中ではワシントンコア社とかほかにもあったかなと思っておりましたので。その実績報告は参考にいたしますけれど、じゃ、今回こういったことをやるから見積りを出してもらうとかですね、そういったことは自分もやった記憶はありませんし、ちょっと職員からこういうことをやってるよっていう報告も聞いたこともないです。

○高橋真委員 では、山里主幹、そしてワシントンコア社とも、この事業スキームをつくる時には関わった、参考にしたという経験があるということですね。確認です。

○池田克紀証人 確認としましては、その過去の事例ですから、駐在自体は前にはないんですけど、ワシントンでいろいろな活動した事業というのは実績がありますから、それは参考にしたということでございます。

○高橋真委員 山里証人は、本委員会で述べているんですけど、5月末の知事訪米を控え、非常に急ピッチで進めざるを得ず、本来あるべき本庁内での調整や精査まで十分に対応できなかったと、この設計段階での検討不足を明確に述べているんですよ。なので、ぜひ証人、当時の課長としてですね、事務手続やこの法的精査よりも、なんか訪米に間に合わせるスピードを最優先にするような雰囲気があったのではないかなと思ってのんですが、その当時いかがでしたのかというか、見解をお伺いします。

○池田克紀証人 私はあくまでも3月までしかいなかったもので、その3月までの段階では、少なくともですね、知事訪米が決まっていたかどうかって、あまり記憶にはないんですが、もうそれに合わせて例えば法人をつくるべしとか、

F A R Aを登録すべしとかいうことは3月までにはなかったです。

○高橋真委員 結果として、その委託事業の中で、この今問題となっている行為が行われているわけであります。なので、さらに山里証人は、手続の正当性とかについてですね、3人の弁護士に見てもらいながら進めたので虚偽はないと外部の専門家に判断を委ねていたことを強調されております。その結果ですね、この受託事業者であるワシントンコア社とか現地弁護士しか中身が分からないようなブラックボックス化になったのではないかと見ているわけなんです。この事業のスキームを確定させたのは、間違いなくその最初の起案である池田証人の時代ではなかったのではないのでしょうか。

○池田克紀証人 3月までの段階ではですね、先ほども申しましたように、その法人の設立は全く想定はされてはいないですから、その当初の委託の予算、それからその委託の仕様書に法人の設立というのは含まれてはいなかったというふうに記憶をいたしておりますので、その4月に入って以降のですね、その法人設立に向けた様々なものがその当初の委託仕様書に入っているということとは言えないと思います。

○高橋真委員 でも、その後なんですけれど、米国の専門家の提案等をなんか鵜呑みにしているような雰囲気がありまして、県庁、いわゆる本庁側が関与できないような外部依存型の構造というのをこの事業では見えるんですね。そういう構造的な課題が見えるわけです。その当時設計をした事業にはしっかりとそういったことが対応できるような内容があったんでしょうか。

○池田克紀証人 外部依存的なということですけど、この事業も重要な事業でありますけど、県の事業の1つではありますから、実際の実施、執行に当たってはですね、ほかの事業と同様に進められているものでありますので、その県の事業がですね、外部に依存したような事業執行になっているということは考えにくいと、私は思います。

○高橋真委員 結果的には関与せずに、どんどんこの法人設立と本来取るべき、オーソライズして手続を取るべき手続が取られてないことが後々の時代で発覚したわけであります。それについてどうあるべきだとお考えですか。

○池田克紀証人 どうあるべきだったかというのをいろいろ報告書の中にも書

かれておりまして、そこは重要な指摘であろうかなと思っておりますけれど、やっぱり私が今でも1番疑問に思っていることはですね、その3月段階では、想定されている法人の設立ということを、例えばひと月近くの中で、その県庁の中でのオーソライズ、それから本当に法人が必要なのかといったような検証もないままにですね、この安易にというんですかね、なってしまったことが非常に今でも悔やまれるというんですかね、なかなか行政としてもあり得ない、これまで聞いたことのないような例かなというふうには私は感じております。

○高橋真委員 確認です。設計の段階では、そういったワシントンコア社さんとか様々なところの見積りを取ったり、事業、事業や予算を積み上げをしてきたわけでありまして、そういった海外の企業に対して、そういった、一定程度そういう可能性が出てくるというのは当初から想定されていたことでありましょうか、お伺いいたします。

○池田克紀証人 今回の事業につきましてはですね、その見積り段階で、その海外の企業から見積りを出してもらうとかではなくて、過去にやっておりましたその情報発信事業とかそういったものの実績を参考に、それをベースに、例えばそれ以外の新しく出てくるものについてですね、積算を積み上げてつくっていたというのが私の記憶しているところです。

○高橋真委員 ということは、そういった後々に起きるような海外で、海外で起きる事象、要するに法人設立の手続であったり、様々な海外でしか分かり得ないっていう、起きえないっていうことについて、しっかりとこの本庁側と情報共有されながら発信できるものだというような設計だったということなんですかということです。

つまり、もう海外だけでどんどん進むといった、そういった事業では、設計の段階ではなかったんですかということですか。

○池田克紀証人 予算段階ではですね、委託の仕様の段階では法人の設立というのは想定はされてはおりませんので、その後、その駐在が4月以降ですね、法人が設立をしていくということが最初からその設計の中に入っているということは当然あり得ないですし、ちょっとそこは当初の段階ではもう入っていなかったというふうに理解をするしかない。

○高橋真委員 後任の中田課長は、証言で初めから前任からできていたこの事



業スキームを活用して事業を実施したと言っているんですよ。その中でいわゆる法人設立が起きているわけですよ。なので、その感知しないところでそういう事態が起きる仕組みの事業内容だったのかなと考えるわけですけど。いかがでしょうか。

○池田克紀証人 3月までですね、そういう法人設立の想定はなかったので、そういったことについては後任の中田課長にそういう引継ぎはしておりませんが、結果としてなんて言うんですか、本庁の関与がないままにその現地で法人の設立ができてしまったといったことは、そうですね、なんというんですか、想定されていないというんですかね。ちょっと国内しか私も分かりませんが、その法人を設立するに当たってはその権限があるのか、実際にその意思決定がされたのかというのが、何らかの証明なりが必要かなというふうには思うんですけど、海外ではそういう意思決定、その証明もないままに法人ができるということ自体が非常にあり得るのかどうかと、ちょっと分からないというんですかね。それはまあ相手から見たらサインがあったからできたんだよっていう意見もあるかもしれませんが、ちょっとそこは今私もなんとも言えないところですけど。

○西銘啓史郎委員長 次に、徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 池田さん、よろしくお願いします。

何点か重複してたら申し訳ありません。すみません。よろしくお願いします。

山里初代副所長からの証言ですね。平成26年当時の地域安全政策課の課長である池田課長が、知事とも調整をされながら、山里さんとか起案者の小濱さんへ指示を出して一緒になって取り組んでいたと言っていたんですけど、それは事実ですか。

○池田克紀証人 先ほども答弁をいたしましたけれど、知事と調整をしたといってもですね、細かい委託料を幾らにするかといったようなことを調整したわけではなくて、私が記憶したのは先ほどの2点ですね。例えば、事業の範囲をどこまでにするかといったようなことと、それからその初代所長の任用形態をどうするかといったようなことをですね、知事と調整をいたしておりまして、私の記憶っていうのはもうそれが印象に残っているものですから。そこなんですけど、併せてほかにもやった可能性はありますけれど、私が記憶したのはこの2つです。

○徳田将仁委員 知事からその後、用命を伺って、それで多分池田さんが動いたと思うんですけど、じゃ、事業の起案を池田課長に指示をしたのはどなたですか。

○池田克紀証人 事業の起案というんですか、この事業を進めるようにということかなと受け止めておりますけれど、これについてもちょっと先ほども説明をいたしましたけれど、その12月にですね、翁長知事が誕生して、その公約を具体化できる事業はないかというようなことの中でですね、過去の地域安全政策事業をベースに、ほかの沖縄県の駐在、駐在の予算とかを積み上げながらつくっていったというところでございます。

○徳田将仁委員 だから、僕が聞きたいのは、どなたから、この指示を受けたんですか。例えば、仕様書作成する小濱さんに対しては、課長から指示を受けて提案書を作成したと言ってたんですね。それはそうだと思います。課長なんですから。で、課長はどなたからこの提案書を作成するように、この事業をするように指示されたんですかという話です。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員から担当の小濱さんは課長からの指示を受けて起案をしたと言っていること、課長は知事と調整して進めていたことから、課長に指示を出したのは知事かとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

池田克紀証人。

○池田克紀証人 例えばですね、4月1日に予算執行伺いをやるとか、そういったことはですね、当然、起案書ですから。その時に、例えばその担当がはっきりしてなければ、課長からあんたやってくれなというようなことを言う場合もありますけれど。予算の場合は、そういう例えば、課長が担当に予算のこれ予算の要求の何とかをつくれということではなくて、じゃ、みんなで次年度の事業をどうしていくかという検討していく中で、じゃ、過去のものを例にしながらこうやっていったらできるんじゃないのと。ただ、これもですね、結構長い時間揉みながら数字も動いていきますから、確定はしませんから。ある程度

確定した段階で上まで上げて、それが例えばその時点で、政策から財政課に要求するわけではなくて、知事公室として1つのこの概算要求というのをまとめて、それが初めて決裁をされてその分が行くものだという流れだと思います。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員長から事業の実施・実現の検討指示を出したのは誰か答えるようにとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

池田克紀証人。

○池田克紀証人 はっきりとは覚えてはいませんが、何というか、私の可能性もあるというのは——要はですね、12月に知事がそうしますと、やはり県全体として、じゃ、この知事の公約に載っているものの中でその実現できるのは何かというような指示が具体的に、例えば県の企画部あたりからですね、来たかどうかというのはちょっと記憶にはないですけど。そういう、なんて言うんですかね、それを、付度というかはちょっと別なんですけど、そういう事業の、なんて言うんですかね、洗い直しというんですか検討というんですか、そういったことは普通に行われているもんだというふうに私は思っていますけれど。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員長から誰から指示を受けたのかを明確に答えるようにとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

池田克紀証人。

○池田克紀証人 特にこれについてですね、知事や副知事からこれについて検討するよにという指示は、記憶はしておりません。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、先ほどまでの池田証人の証言内容との整合性について確認がなされ、改めて質問をし直すこととなった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 この事業を池田課長に指示を出したのはどなたですか。

○池田克紀証人 特にですね、これについて検討せよというような指示は受けた記憶はございません。

○徳田将仁委員 では、この事業は池田さんが起案した事業でよろしいですか。起案ていうか提案した事業でよろしいですか。

○池田克紀証人 私がと言うと、なかなか私一人でできるような事業ではないですので、それはあくまでもこれはできるんじゃないかというようなことをやりながら、周りの上司、それから関係する所と調整をしながらですね、つくっていったというのが実態に近いです。

○徳田将仁委員 その周りの関係する機関だったり上司っていうのはどなたですか。

○池田克紀証人 当時の統括監、それから公室長、それから担当職員等であります。

○徳田将仁委員 この事業を始めるに当たってですね、公募の仕様書を作成したのは池田課長ですか。

○池田克紀証人 仕様書自体をですね、例えば課長が直接作ということはありません。

○徳田将仁委員 どなたですかって聞いている。

○池田克紀証人 担当主幹、もしくはその担当が作って、それを上と調整をして、最終的には仕様書ですから決裁もしているというふうに思います。

○徳田将仁委員　じゃ、その担当者はどなたで、この上というのはどなたなのかをお願いします。上ってというのは多分自分だと思うんですけど。

担当をお願いして作ってくるわけですから。印鑑を押させて……。

○池田克紀証人　担当がですね、小濱さんだったかほかの人だったかというのはちょっと覚えてはいないんですけど、その上に山里主幹がおりまして、私がありまして、私で終わったのか、もしくは統括監まで行ったのかというのはですね、県の事務決裁規程の問題ですので、当時の資料を見れば分かると思いますけれど、私も自分で終わったのか統括監までいった決裁なのかは、はっきりとは覚えていません。

○徳田将仁委員　この資金の流れをちょっとお話したいんですけど、仕様書には資金の流れというのは記載されていなかったか。

○池田克紀証人　資金の流れというのを仕様書に記載をするということは記憶はないです。

○徳田将仁委員　先ほどもちょっとほかの方が伺ったと思うんですけど、仕様書が確定した時点で、県が直営で行くのか、委託先単独で委託で任せるのか、それとも委託先と現地法人設立っていうのも想定されていたのか、課長自身の認識を聞かせてください。

○池田克紀証人　駐在ということは決まっておりました。法人の設立は想定はされてはいなかったです。その中で、じゃ、お金はどういう形で出すかといった中で決まっていたというふうに記憶しています。

○徳田将仁委員　その今の話なんですけれど、ワシントン事務所設置の話もそうなんですけど、駐在、駐在というのは、この法人を介するスキームというのが今の現状なんです。そのスキームというのは、課長が在任中に構築されたものですか。

○池田克紀証人　私の在任中は法人の設立は想定がされておりません。

○徳田将仁委員　このスキームはいつできたんですか。

○池田克紀証人 私の在任中以降だと思います。

○徳田将仁委員 でも中田課長は、後任の。中田課長が赴任する時にはもう既にあっただと言っているんですね。どちらが正しいんですか。

○池田克紀証人 中田課長には私から法人の設立について引継ぎはしておりませんので、中田課長もたしか法人の設立については知らないということかと思っています。

○徳田将仁委員 では、県の出先機関ではないこの事務所なんですけれど、この会社形態にするというのを判断した人物も分からないってということですか。

○池田克紀証人 私の在任中は、法人設立、会社も含めて想定はしておりません。

○徳田将仁委員 県の出先機関としては置けないということは、きっと知っていたと思います。そして、直接支払いもできないというところも認識は当時持っていましたか。

○池田克紀証人 直接の支払い……。例えば給与等については、駐在ですから、直接支払いをしていたように記憶はいたしておりますけれど。

○徳田将仁委員 直接支払いをしていたというのは事実ですか。

○池田克紀証人 私の記憶の限りですけれど、当初の段階では、駐在のですよ、駐在の、駐在は県の職員ですから。県の職員の給与については直接支払していたような記憶がございます。あくまでも私の記憶ですから、もしかしたら間違ってる可能性はあります。

○徳田将仁委員 この事業を進めるに当たってですね、総務部に予算要求を行ったのは誰ですか。

○池田克紀証人 予算要求は部単位でやるので、知事公室として予算要求がなされているということです。

○徳田将仁委員　じゃ、当時の知事公室長が予算要求を行ったということでしょうか。

○池田克紀証人　知事公室として要求していると。

○徳田将仁委員　その予算要求するに当たって、積算はどなたが行ったんですか。

○池田克紀証人　正確にあれですけど、先ほど申し上げましたその知事公室による予算要求の1つの事業としての今回の駐在の事業についての積算については、過去の地域安全政策課の米国における活動事業費実績を基にして、新しいものを、ほかの商工とかのを参考にしながらつくっていった積み上げの結果です。

○徳田将仁委員　山里さんの証言の中でですね、積算するにあたって、これ同じように全く言っていたんですね。参考にするために実績のあるワシントンコア社にも、この池田課長の了解を得て相談したって言ってたんですね。それは事実ですか。

○池田克紀証人　私は記憶はないです。

○徳田将仁委員　積算の方法というのはどういう方法だったんですか。

○池田克紀証人　基本は、過去にあった類似の米国における活動事業をベースに、その実績を基に、それから駐在にかかる経費は参考とする、商工とかありますから、そこの事業を参考につくっていくと。それから、ちょっと細かい話になりますけれど、例えば旅費とかそういったものについてはですね、積算基準というのがございます。これは総務部が出していますけれど、何については幾ら幾らとか、例えば旅費でしたら、東京だったら幾らとかっていう基準がありますから、これを基に積み上げていくということになります。

○徳田将仁委員　どういった積算方法でやったのかちょっと分からないんですけど、公募の仕様書にですね、4800万を超えてはならないっていう記載があるんですね。仕様書に。確認、僕たちも見ると企画提案書の中にあるんですよ。

これ見えますか。そこでワシントンコア社が4799万で落札しているんですよ。その4800万の根拠がどこなのかと今聞いているんですよ。これは課長の時代にやっているものですからね。

○池田克紀証人 具体的にその金額については記憶はないのですが、例えば、その企画提案公募する時に上限を決めるとするのであれば、それはあくまで予算の上限、当然企画提案が来ても予算を大幅に上回っていたら、それは採択はできませんので、その数字か、その数字に近いものではないかなというふうには思いますけれど、その数字自体はどういったもので出てきたかっていうのは明確な記憶自体はないです。

○徳田将仁委員 私たちは、だから、その点で、4800万の公募に対して4799万できたこと自体で、コア社とも裏で何かがあったんじゃないかって疑わざるを得ないんですよ。今、それぐらいの状況にあるわけですね。そういう時の資料もないとかいうようなこともあるわけですが、今回、この県からの委託費ってところが、コア社を通さなければ支払えない仕組みになっているんですけど、それはもうもちろん御存じですよ。その仕組みが法人制として、法人としての独立性をやっぱり欠くし、様々な今まで歴代運天さんも最近供述した中でも、これおかしいよって、先ほど池田さんも言っていたように、いろいろなやり方があっただろう、ほかにもっていうのもあると思うんですけど、その問題意識っていうのは、この特に10月に、去年の10月に法人っていうのもみんな知ったとなっているじゃないですか。そういったことって、本当に池田さんとして、こんなことって本当にあり得ると思いますか。

○池田克紀証人 先ほども少しお答えしましたが、こうならないようになっているのが行政の仕組みだったんじゃないかと思います。

○徳田将仁委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に、仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 よろしくをお願いします。

私のほうからは、委託業者の選定に至った経緯を知りたいんですが、先ほど高橋委員とのやり取りの中で、ワシントン事務所が始まる以前から、いろいろな知事の訪米の時のサポートを、助言していただくとか、その以前のコア社と



の関係というのでしょうか、どれほど前からこうコア社を活用しながら、これは知事の訪米以外にもいろいろなお付き合いというのがあるんだと思うんですが、その辺のところ御説明いただけますか。

**○池田克紀証人** 私が記憶をしている限りですけど、私は平成24年度、基地対策課長、それから平成25、26、地域安全政策課長ですけど、ワシントンコア社だけではなかったと思いますけれど、やはりワシントンですね、こういった業務を受託できる場所というのはそんなに多くはないですから、例えば米国における情報収集事業とかですね。具体的にどれがワシントンコア社だったかってのは今全て正確に把握はしておりませんので、そういった中で、幾つかはワシントンコア社にその委託をした実績はあったかと思っています。

**○仲宗根悟委員** それで、いろいろな方々、職員の方々もお聞きしているんですが、このワシントンコア社というのは、皆さんの所からいうと、相当な評価を受けている会社というふうに推察されるわけですよね。契約に至ってお願いするわけですから。それで、なんて言うんでしょうかね、もう全幅の信頼をする会社で、こちらで要求されるいろいろな物事を、平安山所長もお忙しい中でいろいろこうサインをしたと、向こうから求められるものについてはこうやったというような表現もあることなんですよ。

それで、全幅の信頼を受けてきて、いろいろな会社の設立の経緯だとか、どなたに聞いても、執行部の皆さんには現在でしか分からなかった、当時は知りませんでしたと。これは刻々と進んでいった話ではあるんですよ、設置されながらね。先ほど検討の中でも3月までは設置はなかったと、そういう話は。ところが、本当に法人が必要なの、私たち駐在員だけでできないのっていう議論は池田課長の当時にもあったというふうに聞いているんですが、その何らかの形で法人を設立する必要がありますよっていう、至ったところまでというのは、池田課長の時代には御存じはなかったんでしょうか。

**○池田克紀証人** 先ほども少し答弁いたしましたけど、私の在任中は法人の設立ということは想定はされていません。

**○仲宗根悟委員** いろいろ議論の中には上がったということなんですけれども、直接法人ができたということを知らなかったと、ところがやはり進んでいったわけですから、これは委託事業者と恐らく現地の皆さんですかね、いろいろサインしたと言っていますから、その中で踏まえられてきたというふうに思っ

ているんですが、その辺についても、これ推察でしかないんですけども、記憶の中でそうじゃないのかなってというのはありますか。

○池田克紀証人 はい。私の記憶では、3月までの段階では法人の設立は想定もされていませんし、議論の俎上にも載っていなかったというふうに記憶しています。

○仲宗根悟委員 最後に聞きますけれども、先ほどから僕が言っているのは、非常にこの会社、コア社を非常に信頼していらっしゃって、その全幅の信頼で任せっきりというか、お任せしたというような内容だと思うんですけどもね。その辺のところはどうも行政が見えなかった部分があるのかと思っているんですが、それについてはいかがでしょうかね。当時の課長としては。

○池田克紀証人 委託事業についてですね、相手方に全幅の信頼を置いて進めるということは、行政としてはあり得ないと思います。

○西銘啓史郎委員長 次に、大田守委員。

○大田守委員 よろしくお願ひします。今お話を聞いてきたんですが、でも、もう平成27年にも出来上がっておりますね。しかし、平成26年度でしっかりとこれやってみないといけないと思うんです。このワシントン事務所に関しましては、仲井眞元知事も何度か訪米しております。その時から話があって、そしてその翁長さんのほうにつないでいったのかどうか。

○池田克紀証人 その仲井眞知事の時代の訪米の際に、その駐在をつくるという話が出たということは記憶はしておりません。

○大田守委員 そうであれば、初めて翁長知事の公約を基にして翁長さんからのお話があって、動き始めたということによろしいでしょうか。

○池田克紀証人 先ほども少し説明をいたしましたけれど、そのワシントン駐在についてはですね、仲井眞知事が訪米した時の話があったということではないんですけど、その過去から、議会等ではいろいろ駐在の必要性についての質問等もございました。そういった中で、漠然と駐在のようなものが必要なのかどうかという検討をですね、漠然とですよ、漠然とは庁内ではされてはいた

はずですけど、それが具体化はしていなかったと。先ほども申し上げましたように、翁長知事の公約としてあって、先ほど説明したような形ですね、予算要求等が進められたということでございます。

**○大田守委員** 海外にある事務所を見ていくとですね、アジアにも事務所ありますよね。駐在員がいらっしゃいます。それから見ていくと、今回のワシントンDC社が立ち上がってること自体は特異な事例だと思うんですよね。よっぽどのこの指示とか、それがなければなかなかそこまで行ききれないんじゃないかと思うんですけども。これは翁長さんのほうで考えて、三役から、そして当時の課長まで話が来たということでしか私たちは考えられないんですけども、その点は、再度お聞きしますけれども、全くそういった指示はありませんでしたか。

**○池田克紀証人** そのワシントンDC社、その現地での法人、株式会社、これについては、取りあえず私が担当してた3月まではその法人の設立自体が想定されていなかったもので、それについては全く聞いたことがございません。

**○大田守委員** この基地関係のね。担当元副知事の安慶田さんの話では、知事が事務所をつくるということを聞いていたと。つくことは事実。知事がやったかどうか、やったと思うが、その手続はどうやったのか、本庁がやったのか、ワシントンの現地であったのか、それは分からないと。そういった中で、私はほぼこの件に関しては全く話もやってなかったということをおっしゃってるんですけども、当時の課長としてそれはあり得るんでしょうか。

**○池田克紀証人** 今おっしゃった、ワシントンDC社ですか。

**○大田守委員** ワシントンDC社を含めて、ワシントン事務所の設立。

ワシントン事務所をつくらないとDC社も出来上がっていなかったはずですよ。当時部下であった山里さん、その方が平成27年にすぐ副所長になって、向こうでもDC社の副社長になっていきますよね。それから見ていくと、いわゆる私は平成26年度から準備をやっていなければそういったのできないと思いますし、また当時の担当副知事含めて三役としっかり話をしていないと、こんな短期間でこれできるかなというのが、そこは不思議なんです。この点に対してもう一度お聞きしたいなと思います。

○池田克紀証人 私が担当しておりました平成26年度、27年3月まではですね、法人の設立については想定はされておりましたので、それ以降、例えばそのいろいろ報告書を見ますと、4月から5月にかけて法人が設立をされたというようなことが、非常に、こんな短期間でこんなことができるのかと、私も非常にびっくりした思いでございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大田委員から当時の三役とワシントン事務所設立の件で話はあったかの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

池田克紀証人。

○池田克紀証人 このワシントン駐在についてはですね、直接知事と調整をしたもので、記憶しているのは、先ほど申し上げた事業内容をどうするか、それから所長の任用をどうするかという話でございまして。ワシントンDC社、現地法人の設立については、全くその当時、想定もされていませんでしたので、調整した記憶はないです。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大田委員から答弁漏れがあるとの指摘があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

大田守委員。

○大田守委員 あと1つ漏れています。三役、担当副知事とのお話しは一緒にやっていたかということです。三役含めて。

○池田克紀証人 三役、基本的にですね、知事、副知事一緒にやるか、もしくは日程の都合上入れなければ事前に副知事にやって知事にやるというのが原則ですから、同じようにやっていたと思いますけれど。

ただ、先ほど答弁しましたように、この会社の設立自体についてはやってい

ないです。記憶はないです。

○大田守委員 当時ですね、副知事が全くそれはなかったと。そういったものは、もう全部その知事にしか分からないでしょうというお話もございました。今のお話を聞きますと、知事、副知事がいらっしゃって話をする、それができない場合は副知事にお話ししてから知事にまた話をするということだと思うんですけれども、この点はどうなんですか。

○池田克紀証人 私の申し上げたのは、一般的な知事、副知事と調整の仕方でございますから、その個別個別のその調整がどうだったかいったようなことはですね、その日程であるとか、まあ議事録は残っているかどうか分かりませんが、そういったものを見ないと分からないので、一般的にはそういうことだと。知事と副知事一緒にやるか、日程が合わなければ先に副知事やって知事をやるかというのが一般的な、例えば知事だけとやるというのはなかなかないのかなというふうに思っていますけれど、この例がそうかどうかってのはちょっと私は関わってはいないですから。特に法人については分かりません。

○大田守委員 では、記憶にないということによろしいのでしょうか。  
事務所を含めてですよ。

○池田克紀証人 知事、副知事と法人の設立については調整したことはないです。事務所というのはいわゆる事務所であって、正確に言えば駐在ですから、駐在。駐在につきましては、先ほど申し上げましたように、その駐在の業務の範囲、それから所長の任用形態については調整をいたしております。

○大田守委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に、宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 少し近い質問になるんですけれども、改めてちょっと確認したくてですね、この仕様書を作るに当たって、まず課で作ったっていうように、課で全体共有して作ったって山里さんが言っていたんですけれども、やはり我々としては、このやっぱり外国のことなので、どういった見積りを取るんだということに対してですね、池田証人は明確に、韓国の駐在事例と過去のワシントンの事業のものを示して見積りしたと思うっていう答弁、先ほどされてたん

ですけれども、山里さんは、休憩中ではあったんですけども、コア社とやり取りをですね、課長の了解を得てやり取りしたって言ってたんですよ。そこら辺承知していますか。見積りのところですよ。

○池田克紀証人 今はその仕様書の見積りにかかる話だと思いますけれども、それについてワシントンコア社と調整をしてやりますという了解は、私は、私の記憶の限りですけど、記憶はしていません。

○宮里洋史委員 ということは、この出てきた数字に関してはタッチしていないということよろしいですか。

○池田克紀証人 先ほども申し上げましたように、過去の事例、それからほかの駐在の例を参考にして作っていきますから、その部分については当然、直接私が作っているわけではないんですけど、過去の例はどうだったかとか、ほかの例はどうだったかということは確認はしていると思います。

○宮里洋史委員 分かりました。

それで、急ピッチで作った仕様書が平成27年から出来上がるんですけども、2月27日に、予算要求伺いを立ててですね、3月13日までの公募期間を経て3月19日に決裁して通知するっていう、ある僕らのメモの中であるんですけども、この仕様書の1から8の事業があります。そこには明確にFARAをはじめ、必要と判断する登録業務の支援とかビザとか書かれております。そこは承知しておりますよね。

○池田克紀証人 仕様書自体、細かいところまでは記憶はしていないんですけど、当然そういったことも入ってはいるんだろうというふうには思っております。

○宮里洋史委員 もちろん、この初めの公募の時には審査員も池田さんがされているので、そういった1から8の項目は当時は把握して審査しているわけですよ。

○池田克紀証人 1から8の項目はですね、当然把握をして審査をいたしておりますですね、ちょっと先ほど言ったのが少しなんて言うんですか。補足していいですか。仕様書ですね、当時の仕様書自体は細かいところまでは記憶

はしていません。実際、じゃ、県に行ってこれ見せてくれと言って見たこともないです。ただ、いろいろな報告、現在3つの報告書がございますよね、検証委員会のとか。そういったものを見ると、こういったことが多分入っていたんだろうなということで今振り返っているというんですかね。正直申しまして、10年前のですね、仕様書の1件、1件はなかなか記憶してるものではないです。ので、報告書に書いてあるから、多分入っていたんだろうなというふうに思っているということですよ。よろしいですかね。

**○宮里洋史委員** じゃ、その、一応1から8の項目もチェックされているというのがこの評価であったので、(7)のですね、米国における監査等の対応支援に関することって部分があるんですよ。どういったことを想定されていたのか、記憶の限りでお話ししていただきたいです。

**○池田克紀証人** 記憶の限りでは、具体的にどういったことかが監査が想定をされるかということがあったわけではなくて、あちらではもしかしたらいろいろな監査というべきか調査というべきものがある可能性はあるなというところぐらいだったんじゃないかなというのが今の記憶ですけれど。

**○宮里洋史委員** それは、法人を設立が想定されてない、仕様書の段階でずっとおっしゃっていますけれども、それでもこの監査って入れたのは、単純に県向けにという認識だったんですか。

**○池田克紀証人** 特に県向けという認識はなかったです。

**○宮里洋史委員** この仕様書の中でですね、ビザ申請、FARA報告、税務申告に対してもコア社は委託された事業ですとおっしゃっていました。しかし、担当者、起案者はですね、担当者はそれ全部知らない、報告を受けていないと言っていたんですよ。これはどう思いますか。仕様書を作って審査された上でなんですけれど。

**○池田克紀証人** 細かいところまで記憶しているわけではないんですが、通常、仕様書にあればそれは含まれるんだろうと。ただ、例外的に仕様書になかったとしても、先々のその委託契約に含まれていなければそれはないのかもしれませんが、通常は仕様書にあれば委託契約書の中に含まれているんじゃないかというふうに思いますけれど。そして今、先ほども申しましたように、10年

前の仕様書とか委託契約書を細かく全て覚えてるわけではないですから、そこを見たら分かるかなというふうに思っていますけれどね。

○宮里洋史委員 僕の印象ですけど、山里さんは参考人招致の時にはコア社と一緒にやったっておっしゃっていたんです。でも証人喚問の時は、見積り取りましたか、みたいな随分弱まった表現だったんですね。平成26年度の段階、このなんか公募するまでは、山里さんの動きというのはどのように見えていますか。彼がほぼ仕切ってやっていたのかどうかというところです。

○池田克紀証人 平成26年、特に平成27年3月末までの段階では、例えばその過去の事例を参考にしておりますから、それについてはやっぱり山里が一番詳しくあったかなと思いますので、それが中心となってやっていったというのは印象としては残っております。

○西銘啓史郎委員長 次に、比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 よろしくお願ひします。

第三者の調査検証委員会の報告書、私も読んでそこからちょっとお聞きしたいんですけども。この報告書で、2015年2月27日、平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業、この企画提案公募の予算執行伺が、統括監専決事項として決裁されたと書かれています。これ当時課長である池田さんは、この決裁には関わっていないんですか。

○池田克紀証人 当時の細かい記憶があるわけではないんですけど、統括監決裁事項であれば、当然その下の課長も印鑑を押して回すというのが常識的な組織的なルートです。

○比嘉瑞己委員 なかなか業務の細かいところまで分からないものですから、統括監1人だけで決めたのかなという印象だったのですが、そうではないと。それでよろしいですか。

○池田克紀証人 統括監決裁事項というのは、まず起案者がいて、その上司、班長なり課長なり副参事なり、みんな印鑑を押して最終的なものが誰かというところですから、その統括監専決事項であれば、その下の人たちは基本的には印鑑をしています。



○比嘉瑞己委員 体制について伺いたいんですけれども、この当時は、ワシントン駐在に関して、主幹1人、主事1人は4月以降の話なんですけれども、この体制としても大変不十分ではないかなと思いますけれども、当時の課長としてはどのように感じていましたか。

○池田克紀証人 3月まではですね、地域安全政策課で普天間問題とか那覇港湾問題とかも見ながらそういう立ち上げをやって来て、私たちの印象としては、取りあえず4月段階で、後任に引き継いだ段階で、もう既に体制が不十分だったというふうな認識はあまり持ってはいなかったですね。

○比嘉瑞己委員 ありがとうございます。

今日、証人は何度もその在任中は法人設立というのは想定されていなかったっていうことをおっしゃっていました。その在任中に先ほど言った公募の中にですね、事務所設置に係る支援、その項目の中に事務所の登記というものが含まれているみたいなんです。しかし、これはあくまで事務所登記であって、法人設立は含まれていない、想定されていなかったということで池田さんは認識していると。それでよろしいですか。

○池田克紀証人 あの事務所というのは、あくまでも駐在員がいる場所というイメージで、法人を登録をしてということの想定はしておりません。

○比嘉瑞己委員 平成26年度中は、その法人は想定されていなかったと。それで確かに4月以降にいろんな動きが出てくるわけなんですけれども、前任の課長としてですね、4月以降の政策の意思決定において関わるということのはありましたか。

○池田克紀証人 4月以降はですね、この政策について意思決定として関わることはないです。

○比嘉瑞己委員 終わります。

○西銘啓史郎委員長 次に、仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 池田証人、よろしくお願いします。

平成26年の当時、池田氏は課長の職だったと思うんですけども、そのときにですね、山里氏は主幹という立場だったと思うんですけども。業務の内容を教えてもらえないですか、山里氏の。

○池田克紀証人 私の記憶の中では、普天間飛行場移設問題、それからそういった海外の情報収集発信にも関わっていたのかなというふうに思うんですけど、ちょっと説明が長くなりますけれど、実は地域安全政策課というのはですね、さっき言ったみたいに班長ではなくて主幹で、どちらかといいますと、そのスタッフ制というんですかね、きちんとしたこの班は何仕事、何仕事するのではなくて、結構基地問題なものですから突発的に何か問題が起きてきたりしますので、その中で例えば、その手の空いている所属やってくれそうな人をちょっとお願いしながらやっていくというところも結構あったものですから、例えば年度初めから仕事が決まっていて、これずっと1年間やるということでもなかったものですから、今言ったようなアバウトな答えにはなってしまいますけれど、そういう体制でした。

○仲里全孝委員 当時からのワシントンにいわゆるD C オフィスというんですけども、関わりは当時から山里氏は関わりありましたか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、池田証人からD C オフィスというのは、D C オフィス社のことなのかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

池田克紀証人。

○池田克紀証人 私が担当している平成27年3月まで、平成26年度は法人の設立は想定されていませんので、当然、山里さんも関わりはしていないというふうに思います。

○仲里全孝委員 年度が替わって4月にですね、池田証人は山里氏のほうからF A R A登録、ビザ登録の法人設立の話を聞いたと、先ほどありましたけれども、内容を教えてもらえないですか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、池田証人からF A R Aの話とビザの話は聞いたが、法人の話は聞いていないとの申出があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。  
仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 4月に山里氏からF A R Aの登録とビザの登録の話を聞いたというんですけど、内容を教えてもらえないですか。

○池田克紀証人 私の記憶では、F A R A登録を進めないといかん、ビザもまだL 1ビザにはなっていないなというような感じだったというふうに、私の記憶ですよ。当然口頭で聞いている話ですから、私の記憶ではそういうことでした。

○仲里全孝委員 この4月の当時の立場はですね、山里氏は副所長という立場になっているんですよ。その副所長の立場で、法人組織のいわゆる定款にですね、捺印、アメリカではサインをされているんですけども。山里氏の証言は、なぜサインをされたかという、当時の平安山所長からの指示があったということなんですよ。池田さんにちょっと確認したいんですけども、いきなり外部から平安山氏が所長として任命されているのは、内容が分かったら教えてください。

○池田克紀証人 平安山さんが4月1日から所長になるということについては、私は関与していないというんですかね、関わっていないので分かりません。

○仲里全孝委員 以前からの平安山氏からの関わりはありましたか。

○池田克紀証人 平安山さんは、総領事のほうの通訳だったかなという記憶はしておりますけれど、なので、その前に基地問題で、例えば総領事館と県のどなたかがお会いするときに、お顔はお見かけしたことありますけれど、直接やり取りをした記憶というのはいないです。

○仲里全孝委員 コア社との関わりは、どのような関わりだったんですか。

○池田克紀証人 具体的にどの委託がコア社だったかというのは、今、記憶をしているわけではないんですが、私が基地、それから地域安全をやっている3年間の中でですね、訪米だったか、それから情報収集事業だったかもちょっと覚えてはいないんですが、何らかの事業をですね、受託をしていたように思っております。それとの関わりは記憶はしております。ただどの事業だったかというのは、ちょっと今はっきりはしていません。

○仲里全孝委員 今回の場合ですね、池田証人。自ら意思決定もなしで、法人組織が設置されていることには、当時の課長としてどういうふうに認識されていますか。

○池田克紀証人 先ほどもお話ししましたように、私が担当している段階では法人の設立については、想定はされていませんでしたので、その後のその動きについては、報告書等で見えておりますけれど、この短期間でこういうことが起きるのかというのは、非常に驚いているというのが今の印象です。

○仲里全孝委員 法人組織の存在は、いつ知ったんですか。

○池田克紀証人 昨年10月か11月頃、このことが新聞等で報道されて、その後いろいろ議会でもありましたので、そういった段階で知ったということです。

○仲里全孝委員 この今、法人組織に問われている組織なんですけれども、いわゆるこの法人組織の代表者も沖縄県との関わりもない。そういう法人組織を設立されて、去年の12月に県の資産として追認されているんですよ。その件について、当時の課長としてどういう認識なんですか。ちょっと意見を聞かせてください。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、池田証人から例えば昨年の追認について、報告書等も読んでいるが、それを読んだ上での、私の考えを答えることでよろしいかどうかの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

池田克紀証人。

○池田克紀証人 昨年の12月に追認しているというのは、報道等でもありましたし、報告書でも載っているのを見ましたけれど、11月に出た県の報告書もですね、県の法人の必要性は一応書いてはありますけれど、果たしてそこがどこまで厳密なものかといったようなところまでは、疑問があるところもありますので、ちょっとやはり追認というのは、なかなかちょっと疑問はなかったのかなという気がしますけれど。ちょっとそれ以上、私もいいとか悪いとかは言いにくいところですね。すみません。

○仲里全孝委員 池田証人、この法人組織が発覚したのは、アメリカ合衆国にいわゆる沖縄県の職員がFARA登録をして、FARA登録の報告書の中身を見ると、法人組織が設立されているんですよ。FARA登録も公務員が登録されているんですよ。そのFARAの登録をするLビザを取得する。それには法人組織が絶対条件になっているんですよ。それで法人組織の話が出ているんですけども。その当時平成26年から、いわゆる平成27年4月まで、このFARA、ビザの動きはなかったですか。

○池田克紀証人 平成26年度ですから平成27年3月までですけども、FARAについてはですね、当時の私の受け止めとしては先々やはり登録したほうがいいよねということだったというふうに記憶をしております。

ビザについてもですね、先々L1ビザ、ただ当面すぐには取れないので、別のビザでというようなことで、4月1日にこの2つともないとできませんということではなかったというふうに記憶をしております。

○仲里全孝委員 当時いきなりこのFARAを登録して、取得出来るというのは、先ほど池田証人からもありました、あり得ないということを言っていましたよ。我々も不思議でたまらないんですよ、これ。法人組織そのものが代表者もですね、代表者も県との関わりもない代表者がいるんですよ。アメリカのダニエル・S・クラカワーさんという方が代表者になっているんですよ。それを追認するかのごとき、いわゆる後からですね後から、定款そのものが後から出てきたんですよ。それも8年間も定款そのものの、株、いわゆる1000ドルなんですけども、それが12月に出てきたんですよ。その件についてですね、当時平成26年、平成27年にかけて、池田証人が当時の課長のときに、そういう動き

ありましたか。株券の取得とか。

○池田克紀証人 私が担当している平成26年度——平成27年3月までにはですね、株券の取得ということは動きはありませんでした。

○仲里全孝委員 最後にちょっと当時の課長に確認したいんですけども、当時のワシントンコア社との委託契約の中に、当時結んだ委託契約の中にですね、FARA登録やビザの登録の業務も含んでいましたか。

もう一つは、法人組織の業務も委託契約の中に含まれていましたか。それを確認したいです。お願いします。

○池田克紀証人 平成27年度の委託の契約の中には、ちょっと細かいところ、昔の記憶があるわけではないですが、その報告書等を見ますと、FARAの登録、それからビザの取得の支援だったのかちょっと覚えてはいないんですけど、そういったのは記載はされていたと。ただ法人については、特に何もなかったというふうに認識しています。

○西銘啓史郎委員長 次に、当山勝利委員。

○当山勝利委員 よろしくお願いします。

ちょっと繰り返しになるんですけども、2015年度に入って、山里さんが池田証人のところに来られてお話されたということで、FARAの登録の話もされたということで、ちょっとその件について、FARA登録のどういうお話をされたのか伺っていいですか。

○池田克紀証人 口頭でちょっと話をしたものですから、ちょっと記憶の限りではありますけれど、FARA登録を進めないといけないよねというようなことでありますとか。L1ビザを取らないといけないねみたいな話ではあったと思います。ただそれは、4月入って以降の話というのははっきりしていますけれど、私の異動後の事務所に来ましたので、それが4月入ってすぐの話なのか、4月入ってしばらくして一時帰国しているときの話なのかは、はっきりはしていません。

ただもう一つ、はっきりしているのは、そのときは法人の話はなかったです。

○当山勝利委員 分かりました。

それですね、今までいろいろな方からお話を伺って、このワシントン駐在事業について、企画書というのは作られていたんでしょうか。

○池田克紀証人 企画書というのは、例えばそのプロポーザルをして相手方から企画提案書というのが出てきますけれど、その県側から企画書というのは、特に作ったりはしていないと記憶しています。

○当山勝利委員 であるならば、委託業者を選定するのに仕様書は作られますよね。この仕様書というのは、どなたが作られたんでしょうか。

○池田克紀証人 先ほども少し御答弁申し上げましたけれど、仕様書は基本的には担当主幹が作成をしてですね、私や統括監と調整をして、最終的には決まっていくものだと思います。

○当山勝利委員 特段、当時の担当主幹が作られて、それを見ながら池田さんもいろいろ議論しながら、ブラッシュアップをされたというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○池田克紀証人 そういう理解でいいと思います。

○当山勝利委員 それを基に委託業者を決められたということなんだと思いますけれども、まずその前に、庁内でこれを事業化しようということを決める、それは総務といろいろ折衝しながらやることだとは思いますが、いつ頃これは決まったことですか。多分時期的に結構もう迫っていますよね。

○池田克紀証人 これも先ほど御説明をしましたとおりですけど、12月に知事が翁長知事になられて、それ以降の話になります。知事の公約の中で、先ほど申し上げましたように、その過去の事例とかを参考にしながら予算要求に至っていったということです。

○当山勝利委員 具体的に決まったのはいつですか。

○池田克紀証人 日にちを何と捉えるかということですけど、先ほども申し上げましたように、予算要求というのは部から部にやるものですから、じゃ、知事公室ではこの事業も含めて全体をですね、総務部に送った日がいつかとい

うことは、ちょっと当時の資料を見てみないと分からないところではあるんですけど、じゃ、内部でこういうふうにやりましょうねという意味決定は、例えば常時というかその都度、私も担当も統括監や公室長と調整をしながら進めていきますから、その間でブラッシュアップして修正をしていきますから、最終的にはその調整が整ったというんですかね。知事公室長との中の調整が整った日にはありますけれど、まずなかなかそういう日というのは、その記録はされてはいないかなというふうに思いますけれど。

**○当山勝利委員** 委託業者も決まったのが年度内、2014年度内で決まっているんですかね。どうなんでしょうか。

**○池田克紀証人** 委託業者は、その後のプロポーザルをやって2015年以内、3月までには決まっていたというのは、平成27年度の予算ですから、平成27年度の4月からは執行しないといけないとか、執行することになりますから、その前には決まっていたというふうに記憶していますけれど……。

**○当山勝利委員** すごいタイトな時間でいろんなことを、この件に関してはですね、この事業に関してはやられていると思うんですけども、何かそういう記憶はありますでしょうか。

**○池田克紀証人** 確かに翁長知事が誕生されたのが、12月の初め頃だったと思いますから、それは通常の予算要求よりはですね、ちょっと後ろになりますから。そこからはちょっと窮屈というんですかね、タイトな日程ではあるんですけど、例えば予算が最終的に2月の初めに最終内示があって、予算案ができて議会に上がって行って、最終的には次年度予算ですから基本的には4月から執行するというのは、それは全ての予算がそうですし。毎年度その動きは、特に変わらないですから、知事が誕生した年であろうがなかろうが、その2月以降の日程は同じですから、タイトといえればタイトですけど、ほかの事業も同じかといえれば同じスケジュールかと思います。

**○当山勝利委員** 初めての事業で、すごい短い時間で仕様書も作られた。その中に本来、法人設立しないとできないFARA登録ができなかったことは、そこに抜け落ちてしまった可能性があるんですよね。この点に関しては、どのようにお考えでしょうか。



○池田克紀証人 私としては、それが抜け落ちていたというふうには理解はいたしておりません。と申し上げますのはですね、もし法人登録というのが入っていたら、法人登録というのはかなりハードルの高い作業ですから、総務部とも相当調整しないと動きませんので、もし法人登録が前提ということになれば、もしかしたら4月1日駐在ということも、もしかしたら危ういぐらいのスケジュールではないかなと思いますので、当初からその想定をされていたけれど抜け落ちていたというようなことは、私としては考えにくいと思います。

○当山勝利委員 分かりました。

じゃ、今の証言だと、かなり法人設立はハードルが高いというのは、そういう認識が今はあるということなんでしょうけれど。であるならば、例えば、こういう法人設立という仕様書と異なる事業をしようとした場合は、具体的にはどのような手続が必要だったと思われませんか。

○池田克紀証人 私が仕事している範囲内で思ったものと、あと1つはですね、今回のたしか監査報告だったと思いますけれど、あの中に様々な、例えばその法人を設立する、それから第3セクターで、これまでの県の流れで言いますと、その法人でありますとか、第3セクターというのは、今あるものを整理をしていくという流れのほうが主で、新しく法人を設立をするというのは、そういう監査報告に書いてあるような、いろんな基準を満たさないとできないので、これは簡単にこのクリアできるものではないというふうに私の過去の経験からは思います。

○当山勝利委員 終わります。

○西銘啓史郎委員長 次に、新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 池田さん、よろしくお願いします。

私もそのまま当山さんの流れでですね、仕様書ですね、委託の仕様書を作るために、知事が12月に就任して6月までの間に入札を終えないといけないわけですね。次の事業でやるということで、そのとき小濱さんによると仕様書はできていたと。私は執行するだけというような答弁いただいたと思うんですが、もしも、そしたらもうその担当、山里さんだったり池田さん、統括監の中で、もう仕様書を作成してきたということで理解してよろしいでしょうか。

○池田克紀証人 当時の記憶の限りでお答えをいたしますと、メインは山里主幹で、もう1人担当がいたように記憶はしているんですけど。確かにおっしゃるように、小濱氏をですね、4月の段階で仕様書はもう既にもう終わっている話ですけど、それを見てということだと思いますけれど。その間にもう1人担当がいたような記憶があるんですけど、後はもう、それはベースとなる案ですから、それはそれを受けて課長さん、副参事、統括監ですね、調整をしながら作っていくということになると思います。

○新垣光栄委員 その委託の、最も重要な部分がワシントン駐在の活動を支援するということで、ビザ取得等があってですね、この取得のために、もうそういう大まかな、この委託料の中にですね、いろんな項目があったと思うんですけども、そのときの中でですね、株式を取得するという法人をつくるということでは、当時の1000ドル、10万円程度ですよ。10万円を、もしこの委託料の中から、今度捻出するという範囲の中にですね、法人をつくる委託料に引かれては、そういう明記はされていないんですけども、どうしてもビザを取得するためにですね、法人が必要という何らかの、もう皆さん法人とは認識していない特殊法人だという人もいるんですけども、そういう手続をするための10万円の経費としての感覚で出したのではないかなと推測すると、それは可能だったんですかね。この委託料に入っていた動かせるお金というのは。

○池田克紀証人 私の考えで申し上げますけれど、10万円といって金額の問題ではなくてですね、やはり出資をする法人をつくるというのは、先ほども少し御説明をしましたけれど、監査報告書にも書いてあるように様々な基準をクリアしないとできないですし、これまでどちらかといいますと、県としては法人を整理してくるような時代もございましたから、それは金額が、その金額だから何とかできる、してもいいということは多分、県庁で仕事をしている常識ではないとは思いますが。

○新垣光栄委員 それで、この本来はビザの取得のための目的で法人をつくるという、ビザを取得するための手段としてつくったという感覚があってですね、法人申請をですね。それをだから今、皆さん聞いてみるといろんなハードルが高いもんですから。法人をつくった記憶がないし、認識がなかったというふうになっていると思うんですけども、その辺の感覚的なですね、池田さんの御意見を聞きたいです。

○池田克紀証人 私の感覚的なあれでありますけれど、先ほどから申し上げましたように法人をつくるというのは、かなりハードルの高いものでありますので、言ってみたらビザを取得するとかですね、そういったことのためにつくれるというものではなくて、もしそういったビザのL1ビザの取得がもしどうしてもやっぱり必要だということであれば、ほかに方法ないかということも考えて、いろんな道を考えて情報も収集して、さらには本庁とも十分協議をして、それでもやっぱりどうしてもこれ法人をつくるしかないということで、総務部と調整をして、総務部が調整、整って、総務部も了解をしないとこれはつくれないと。

○新垣光栄委員 ありがとうございます。

○西銘啓史郎委員長 以上で、池田証人に対する尋問は終了しました。

この際、池田証人に対し、委員会を代表して、一言お礼申し上げます。

本日はお忙しい中、御出席いただき心から感謝申し上げます。

池田証人、ありがとうございました。

○池田克紀証人 はい。ありがとうございました。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、池田証人退室)

(休憩中に、徳田委員から本日の内容について速記録の提供の要望があり、事務局から精度は落ちるものの簡易な文字起こし資料を後ほど提供することとなった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

以上で、予定の議題は終了いたしました。

次回は、明12月19日金曜日午後1時30分から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変お疲れさまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

ありがとうございました。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 西 銘 啓史郎